

# 日出町景観ガイドライン



令和6年8月

速見郡日出町

# 目 次

1. 日出町景観ガイドラインについて.....	1
1-1 ガイドラインの策定にあたり.....	1
1-2 ガイドラインの構成.....	1
1-3 ガイドラインの使い方.....	2
1-4 景観計画の区域.....	3
2. 景観形成の基本的な考え方.....	4
2-1 日出町の景観特性.....	4
2-2 景観形成の目標及び方針.....	5
(1) 日出町の景観形成の目標.....	5
(2) 景観形成の基本方針.....	7
2-3 ゾーン区分.....	8
(1) まちゾーン.....	9
(2) りうみゾーン.....	10
(3) りやまゾーン.....	11
(4) 奥やまゾーン(鹿鳴越連山エリア).....	12
(5) 沿道景観ライン.....	13
3. 届出手続きガイドライン.....	14
3-1 届出の流れ.....	14
3-2 届出対象行為.....	15
3-3 適用除外.....	18
3-4 特定届出対象行為.....	18
4. 景観形成基準ガイドライン.....	19
4-1 景観形成基準.....	19
(3) 景観計画区域(日出町全域).....	20
(4) 景観形成重点地区.....	22
4-2 景観形成基準の解説.....	23
(1) 景観計画区域(一般地区).....	23
(2) 景観形成重点地区.....	33
4-3 色彩ガイドライン.....	36
(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方.....	36
(2) 重点地区の色彩基準.....	37
5. 行為の届出に必要な図書.....	40
5-1 事前協議及び行為の届出.....	40
5-2 行為変更の届出.....	41
5-3 完了(中止)届.....	41
参考資料(様式).....	42

# 1. 日出町景観ガイドラインについて

## 1-1 ガイドラインの策定にあたり

日出町では、令和6年度に景観計画を策定し、景観条例を策定しました。景観計画及び景観条例は、言葉による記述が主であるため、その場所にふさわしい景観誘導の考え方を示すことに限界があります。このため、景観計画等に記された内容が、表面的に最低限守られるものとして理解されない恐れがあります。そこで、町民や関係事業者が、景観計画に記載した内容をわかりやすく理解・共有するためのガイドブックを策定することとしました。

「日出町景観ガイドライン」(以下、ガイドライン)は、景観計画で定められている届出制度や景観形成基準等についてわかりやすく解説し、町民をはじめ、事業者、行政が景観づくりに対する考え方を共有するための手引書です。

## 1-2 ガイドラインの構成

「日出町景観ガイドライン」は以下の3つの項目によって構成されています。

### 1. 景観づくりの基本的な考え方

景観づくりの理念・目標・方針といった日出町の目指す景観づくりの基本的な方向性を示します。



### 2. 届出手続きガイドライン

景観法に基づく届出を行う際の流れや届出対象行為、届出に必要な書類等について解説します。



### 3. 景観形成基準ガイドライン

一般地域、景観形成重点地区における景観形成基準を抜粋し、イラストや事例写真等を用いて解説します。

### 1-3 ガイドラインの使い方

建設行為等を行う際の景観づくりの一般的な手順とともに、各ステップにおけるガイドラインの活用が想定される箇所を以下に示しています。

ご関心に応じて、必要な箇所からお読みください。

#### ステップ1. 日出町の「景観形成の理念と方針」を確認する

まずは景観計画に示されている「景観形成に関する理念と方針」を確認し、日出町が目指している景観づくりの基本的な方向性を確認しましょう。

#### ステップ2. 建築行為等の届出手続きについて確認を行う

一定規模以上の建築行為等の計画を行う場合は、当該行為が届出対象となる規模となるか確認しましょう。届出が必要な場合は、届出の流れや届出に必要な書類についても確認してください。

#### ステップ3. 周辺の環境に配慮した良好な景観づくりに向けて計画する

計画地やその周辺の景観特性を把握したうえで、各ゾーンや地区ごとの景観形成の方針・景観形成基準に基づき、具体的な設計等の計画を立案しましょう。

設計等の際には、具体的な景観配慮の方法の例を示した「景観形成基準の解説」を参考に、良好な景観づくりに取り組みましょう。

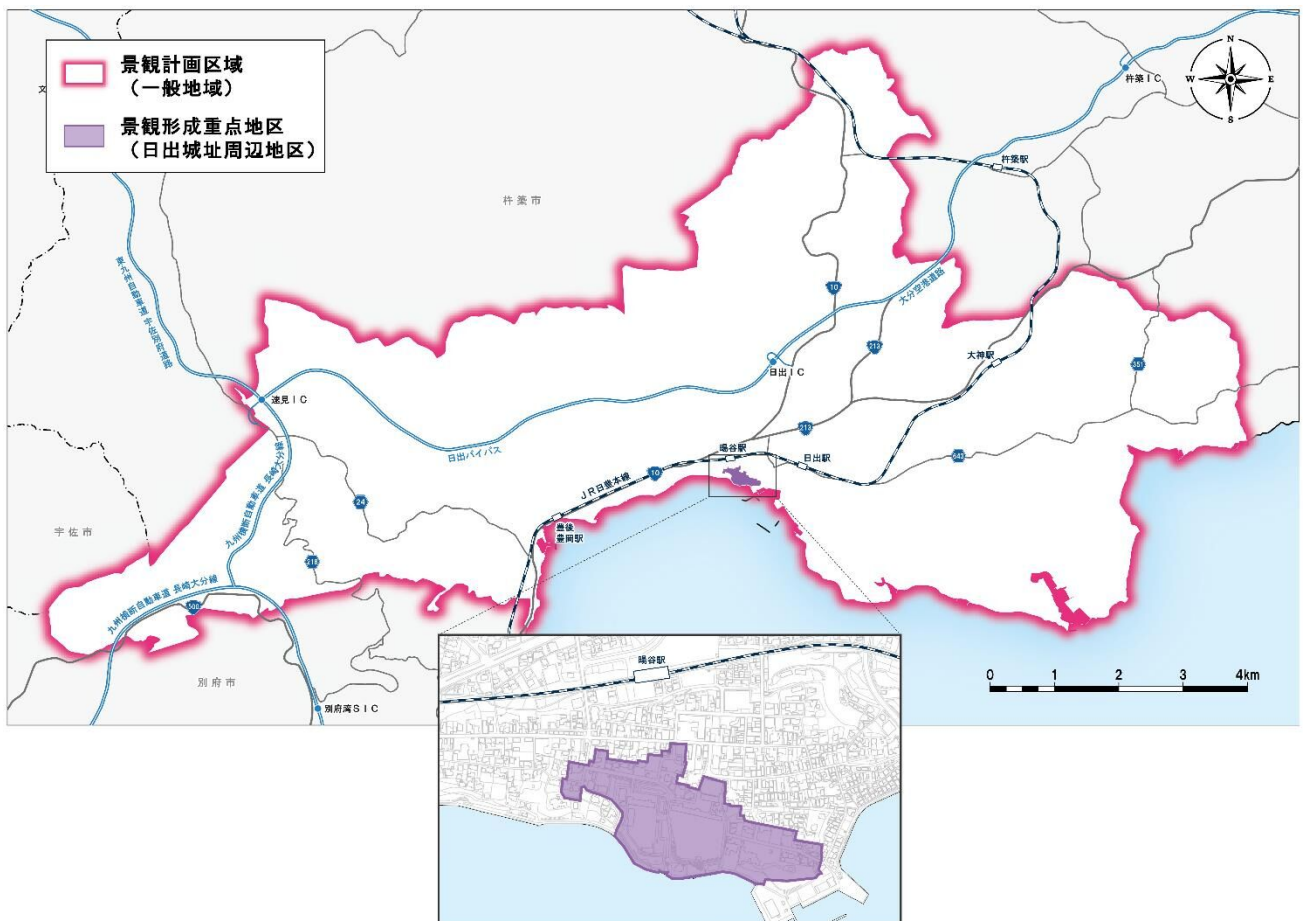
行為の着手(工事着工)

## 1-4 景観計画の区域

本町では、景観計画の対象範囲(景観計画区域)を町全域(=一般地域)とし、良好な景観づくりを推進します。

	一般地域	景観形成重点地区
対象地域	景観計画区域で、景観形成重点地区を除く区域	地区レベルにおいて、すでに特徴のある景観を有している地区や、本町の景観形成において今後重要な役割を有すると認められる区域
地域区分のねらい	日出町全体として景観形成を図る上で、最低限配慮すべき事項をルール化する	地区独自に景観形成に関するルールを設けることで、地区特性を活かした良好な景観の規制・誘導を図る
規制誘導の基準	町全体における緩やかな規制・誘導	地区特性に応じたきめ細かな規制・誘導

また、本町のまちづくり及び良好な景観形成において重要な位置づけである「日出城址周辺地区」については、景観形成重点地区に指定し、地区の特性に応じたきめ細やかな規制・誘導を図ります。



## 2. 景観形成の基本的な考え方

### 2-1 日出町の景観特性

本町の景観は大別して、「自然的景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の3種類に分類されます。  
⇒詳しくは日出町景観計画「第2章 日出町の景観特性」をご確認ください。



## 2-2 景観形成の目標及び方針

良好な景観の形成に向けて、景観形成に関する課題を解決し、本町の良好な景観の形成に関する考え方として、町の景観特性や上位計画、住民意向等を踏まえた「景観形成の目標」を定めています。

⇒詳しくは日出町景観計画「第3章 景観形成に関する理念と方針」をご確認ください。

### (1) 日出町の景観形成の目標

## 「うみ」「やま」と調和した営みをはぐくむ景観づくり

～主旨～

#### ●〈日出町の四季の風景と人の営みがもたらす景観〉

町内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創り出しています。春には、別府湾と日出城址を背景に咲き誇る桜や経塚山のミヤマキリシマなどが、まちを鮮やかに染め上げます。夏の糸ヶ浜海浜公園海水浴場や花火、しらすの天日干し等の風景は夏の風物詩であり、強い日差しが海と山を色濃く際立たせ、まちは生命力に溢れます。秋になると、的山荘のもみじが赤く染まり、山の方では棚田の実り豊かな稲穂が黄金色に輝きます。冬は日出中学校の大サザンカの花が美しく咲き誇り、真っ白な雪が積もった城下公園は、一面白銀の世界になります。

#### ●〈日出町の自然の恵みと人の営みがもたらす景観〉

緑豊かな鹿鳴越連山等の奥山の湧水は、営みの場である棚田や里山を潤す小川となり、別府湾へ流れてたところで豊かな漁場を育んでいます。これらの循環と生物の多様性が、日出町の美しい景観の源となっています。城下海岸や糸ヶ浜、鹿鳴越連山などの「うみ」と「やま」の多様な自然景観や、日出城址や日出藩ゆかりの建造物などの歴史・文化的景観が融合し、人々の営みが紡いできた日出町らしい趣のある風景が形成されています。

別府湾を見晴らす山と海・田園と歴史あるまちなみがまとまった日出町特有の風景や伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合し、誰でも身近に景観を感じられる状況を守り・活かし・育むことで、日出町らしい景観が形成されています。

#### ●〈日出町らしい景観がもたらす豊かさと賑わいの創出〉

日出町らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある日出町の海山を守りつづけるとともに、地域の景観資源を生かした交流を促進させ、地域に「うみ」と「やま」と調和した営みを育み、さらなる賑わいの創出を目指します。

■人の営みと生物多様性の役割





## (2) 景観形成の基本方針

「景観形成の目標」を実現するため、より具体的な景観形成の基本方針として、以下の3つを定めます。

⇒詳しくは日出町景観計画「第3章 景観形成に関する理念と方針」をご確認ください。

### 基本方針① 景観を「守る」

日出町は別府湾に面しているながら、市街地の背後には山林があり、鹿鳴越連山である経塚山や七ツ石山、古城山、城山などの多彩な自然景観を有しています。

また、日出城址やその周辺などの歴史的なまちなみは、先人たちより引き継いできたものであり後世に残す重要な財産です。

また、日出若宮八幡神社例大祭や八津島神社大祭など、町内各地で開催される伝統行事・祭りは地域固有の景観として継承されています。今日まで先人たちが守り続けた本町の誇りある景観は日出町の財産であり、将来に渡って受け継ぐため、積極的に守り活用した景観形成に取り組みます。

### 基本方針② 景観を「創り整える」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。このため、地域の景観を構成する重要な要素をさらに磨き上げ、魅力ある景観の創出に取り組みます。

特に玄関口となる主要な JR 駅や幹線道路等では、中心市街地の活性化や地域の賑わいづくりと連携した景観形成に取り組みます。

また、急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地が急増し、中心市街地の賑わいのある景観や田園風景等を阻害しています。

また、落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農業地域内にある太陽光発電施設も良好な景観を阻害する要因になっています。効果的なゾーニングを進める中で、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観に整えます。

### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

美しい景観は、限られた人や団体だけで形づくっていくことはできません。美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、町民、事業者、行政が役割を分担し、それぞれの力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。

良好な景観を自分たちの手で、「守り」、「創り整える」ことを通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、町内外に誇れる良好な景観形成に取り組みます。

## 2-3 ゾーン区分

地域の持つ資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を次の4つのゾーンと景観ラインに区分し、景観誘導を行います。

⇒詳しくは日出町景観計画「第3章 景観形成に関する理念と方針」をご確認ください。

ゾーン	概要
まちゾーン	日出町の市街地である豊後豊岡駅、暘谷駅周辺から川崎工業団地を含めたまちとしての景観を作るゾーン
里うみゾーン	漁港や産業地域など、現在の日出町の海辺でのいとなみや、日出城址や襟江亭等、日出町の歴史と海の関わりを考慮し、海と一体的な景観を作るゾーン
里やまゾーン	日出町の農村～田園風景から棚田～山林と、山とまちとをつなぐ景観を作るゾーン
奥やまゾーン	日出町の重要な景観であり、日本山岳遺産にもなっている鹿鳴越連山、住民だけでなく沿道景観ラインを通過する人たちの目にも留まる、雄大な山の稜線を持ち景観を形作るエリア
沿道景観ライン	国道10号の主要道沿道のエリア



## (1)まちゾーン

### 【景観の特性】

日出城址周辺の歴史的な営みが形成してきた景観や、市街地である暘谷駅周辺や川崎工業団地などの商業・産業の立地、豊岡地区をはじめとした住宅地など、現在の町の営みが形成されるまちの景観を有するゾーンです。

町の重要な景観資源である山や海の豊かな自然景観を一望できるため、視点場としても重要な区域です。



### 【景観づくりの目標】

**日出町の営みと自然環境が調和した、魅力的なまちなみ形成に取り組みます**

### 【景観形成の方針】

#### 基本方針① 景観を「守る」

- ・まちの周辺に広がる穏やかな里山や田園との調和に配慮した、潤いのある景観形成を図ります。
- ・日出城址周辺では、無電柱化や高質空間の整備、緑地整備など、これまで実施してきた取組を継続します。
- ・歴史的な建築物と住宅が共存する地区では、関連計画と連携しつつ、歴史的な建築物の維持・保存と住環境の確保の両立を図った歴史あるまちなみを保全します。
- ・地域で受け継いできた伝統行事等のカタチのない景観を継承します。

#### 基本方針② 景観を「創り整える」

- ・商業業務地・文化機能の集積を図るとともに、商業施設の雰囲気や沿道店舗の活気を維持・活用し、町の中心地としてふさわしい賑わいある景観形成を図ります。
- ・個々の敷地において緑化の促進に努めることで緑豊かな市街地景観の形成を図ります。
- ・良好な景観の維持・形成を図るため、地区計画や建築協定、風致地区などの関連計画等と連携し適切な有効活用を図ります。
- ・歴史的な建築物や文化財としての価値を維持・保存するとともに、歴史的な建築物を観光振興に活かす取組などにより、歴史と観光を融合した統一感のある景観形成を図ります。
- ・歴史的なまちなみの連続性を阻害する建物・文化財や工作物を適切に規制・誘導し、一体的なまちなみ景観の形成を図ります。
- ・事業者・管理者等との連携、協力の下で建築物・工作物や敷地内の修景、緑化を行うことにより、周辺景観と調和した潤いのある良好な景観形成を図ります。

#### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・町民による道路や公園の清掃活動、文化財の営繕・保守活動・またそれらを行政から後押しすることによって、生活空間としてのまちなみや歴史的景観の保全を図ります。



## (2)里うみゾーン

### 【景観の特性】

別府湾を臨むこの美しい海の景観は、日出町の地域資源に挙げられています。また、漁港や産業地帯が立地し、海での営みが形成されています。

こうした、人々と海のかかわりによって景観が形成されている区域を里うみゾーンと設定します。



### 【景観づくりの目標】

海辺の営みを保全し、うみとの一体的な景観の形成を図ります

### 【景観形成の方針】

#### 基本方針① 景観を「守る」

- ・別府湾沿いの海岸線については、都市に身近な自然環境として保全します。
- ・鹿鳴越連山、城山等の稜線と市街地が囲む別府湾により形成される海岸景観は、陸地側から「見る」、海側から「見られる」の関係性を意識した良好な景観の維持に努めます。
- ・山林の開発等により、土砂の流出が増加し海が濁る現象を防ぐため、里やまゾーンと連携した景観の保全に努めます。

#### 基本方針② 景観を「創り整える」

- ・別府湾沿いの城下海岸や糸ヶ浜海浜公園、日出港等を一体の水辺空間として良好な水辺景観の形成に努めます。



#### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

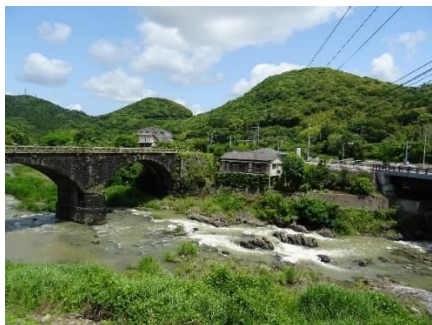
- ・町民による海岸や遊歩道の清掃のほか漁協による漂流物や海底の清掃など積極的に清掃活動が行われている現状があります。また、八代の金輪島でのしめ縄の飾りつけや、襟江邸周辺の漁港景観の維持・改善のためのフォーラムなどの町民活動を通して海岸や漁港の景観保全を図ります。



### (3)里やまゾーン

#### 【景観の特性】

里やまゾーンは大半が山地になっており、豊かな自然の中に田園風景である棚田や、主要な観光地、歴史的な建造物等が点在しています。このような山とまちとをつなぐ景観を作るゾーンを里やまゾーンとします。一方で、近年は耕作放棄地も増えており、豊かな自然景観の阻害要因となっています。



#### 【景観づくりの目標】

日出町の豊かな自然景観と農地が調和した安らぎある景観の保全を図ります

#### 【景観形成の方針】

##### 基本方針① 景観を「守る」

- ・日出町の自然景観を特徴づけている棚田など、集落と農地が調和した緑豊かな田園景観を保全します。
- ・良好な営農環境を保全するため、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全や農業基盤の推進を図ります。
- ・田園の有効活用や都市計画制度の活用などの適切な規制方策の運用により、良好な田園風景を保全します。
- ・山林の開発等により地表面が露出しないように植栽を促進するなど、土砂の流出防止に努めます。

##### 基本方針② 景観を「創り整える」

- ・耕作放棄地となっている農地を再生し、農地と集落が一体となった景観形成を図ります。
- ・大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業の大規模工作物等は、設置区域や色彩、植栽等の工夫等の景観への配慮を行い、周囲の風景等と不調和にならないように努めます。

##### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・農道や農地の草刈や中山間集落における営繕活動などの維持活動、植樹による里やま景観の整備などの町民活動を通して農地や山間部の景観保全を図ります。



#### (4)奥やまゾーン(鹿鳴越連山エリア)

##### 【景観の特性】

中心市街地や後述する沿道景観ラインから眺める緑のシンボル拠点である鹿鳴越連山が作り出すスカイラインは、日出町の原風景となっています。一方で、近年は太陽光発電施設の設置が多く見られ、豊かな自然景観の阻害要因となっています。



##### 【景観づくりの目標】

日出町の魅力の維持・向上につながる中心市街地や沿道景観ラインから見える山々の緑豊かな自然景観の保全を図ります

##### 【景観形成の方針】

###### 基本方針① 景観を「守る」

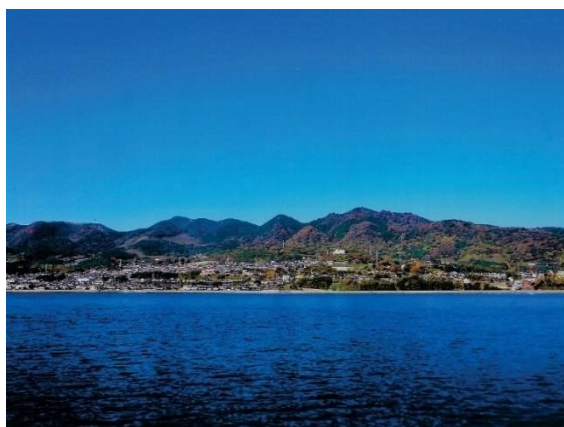
- ・森林の保全・育成により町のランドマークや市街地を囲む山々の緑豊かな山林景観を保全します。
- ・市街地や別府湾を見下ろす眺望の保全を図ります。

###### 基本方針② 景観を「創り整える」

- ・大規模太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー事業の大規模工作物等は、中心市街地や沿道景観ラインからの景観に影響しないように配慮を行い、周囲の風景等と不調和にならないように努めます。
- ・山間部の樹林地の自然環境を保全し、併せてトレッキングなどのレクリエーションの場として活用することにより、多くの人々が集う空間の形成を図ります。

###### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・トレッキングコースの整備営繕による環境の維持活動のほか、レクリエーションを通して鹿鳴越連山などの奥やまへの町民の興味・理解を深めることで日出町を象徴する景観であり、日本山岳遺産でもある鹿鳴越連山の景観保全を図ります。



## (5)沿道景観ライン

### 【景観の特性】

国道 10 号は、本町と近隣市等とをつなぐ重要な路線で、「豊の国」における変化に富む山野や広々とした別府湾などを望むことができる広域的な都市活動を支える幹線路線です。特に豊岡付近では町のシンボルである鹿鳴越連山と広大な別府湾を同時に臨むことができます。

また、『大分県沿道の景観保全等に関する条例』で路側端から 20m の範囲が「沿道環境美化地区」として位置付けられており、沿道からの景観を阻害しないように配慮を求めています。

しかし現状は雑草が繁茂するとともに、様々な商業施設や住宅が立ち並んでおり、雑然とした景観となっています。



### 【景観づくりの目標】

町外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります

### 【景観形成の方針】

#### 基本方針① 景観を「守る」

- ・植栽や沿道の緑化により、町のシンボルロードとして魅力ある沿道景観を保全します。

#### 基本方針② 景観を「創り整える」

- ・幹線道路沿道の建築物等は賑わいを演出しつつ、周辺の環境と調和した景観形成を図ります。
- ・太陽光発電施設を設置する際は、道路等の公共空間から望見できる範囲には設置しないように努めます。
- ・良好な景観の阻害要素となる屋外広告物について、適切な規制・誘導を行うことで、周辺のまちなみとの調和や沿道からの眺望の確保を行います。

#### 基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・ボランティアでの清掃等の町民活動により、沿道における優れた景観の保全と環境の美化を推し進め、町民意識の育成を行うとともに、大分県広域景観保全・形成指針において「見る」「見られる」の関係にある広域景観エリア(別府湾エリア)の大分市・別府市との相互景観の保全に努めます。



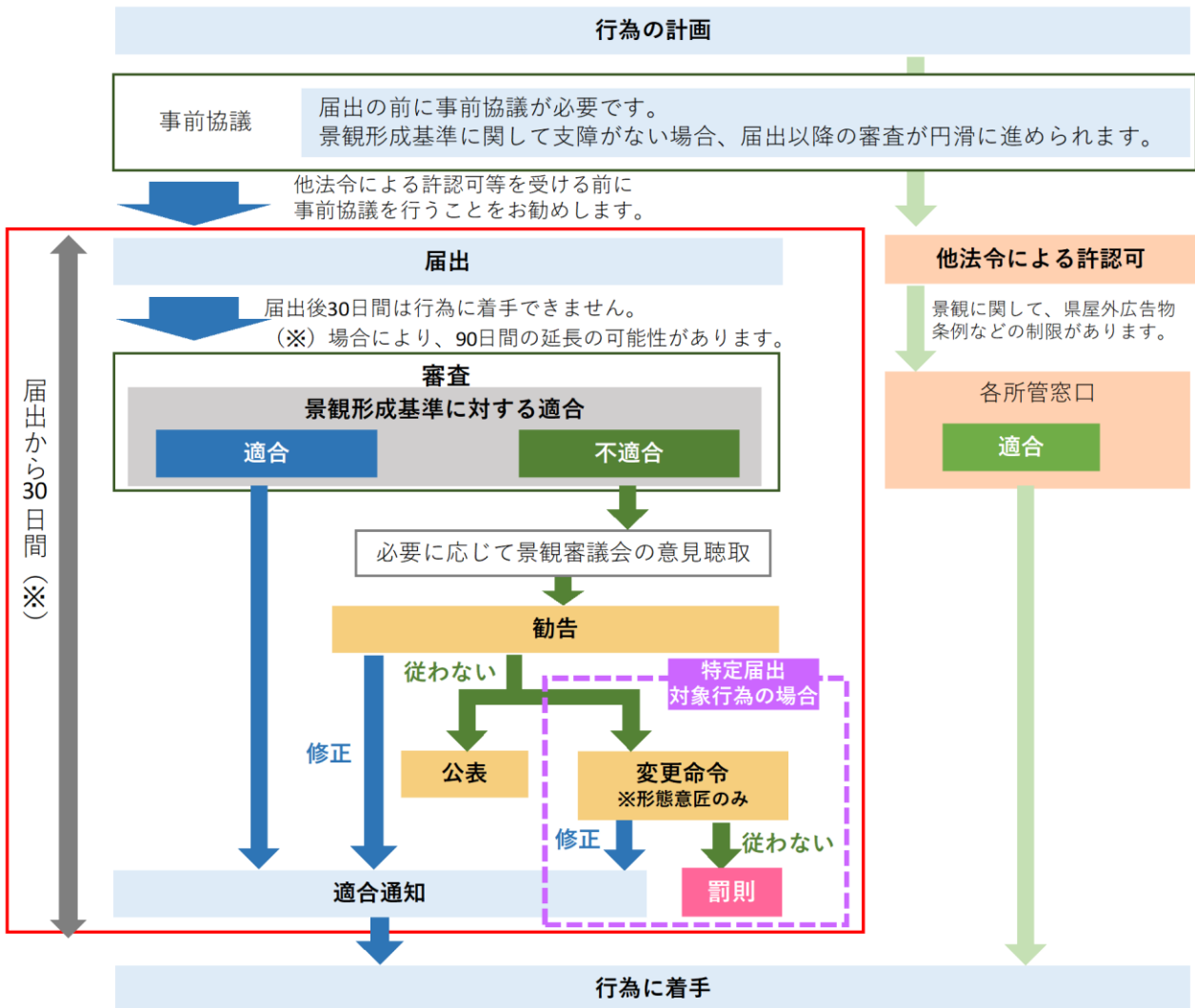
### 3. 届出手続きガイドライン

#### 3-1 届出の流れ

本町の良好な景観の保全と共に形成を図るため、建築物・工作物などの建設や、樹林の伐採、土地の開墾と言った景観に影響を及ぼす行為に対し、形態・意匠(デザイン)などのルールを定めます。このため、景観計画区域内において、次に定めるものの建築などを行おうとする住民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があり、景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることとなります。行為者に対し、地域の景観と調和するように一定の配慮を求めることとします。

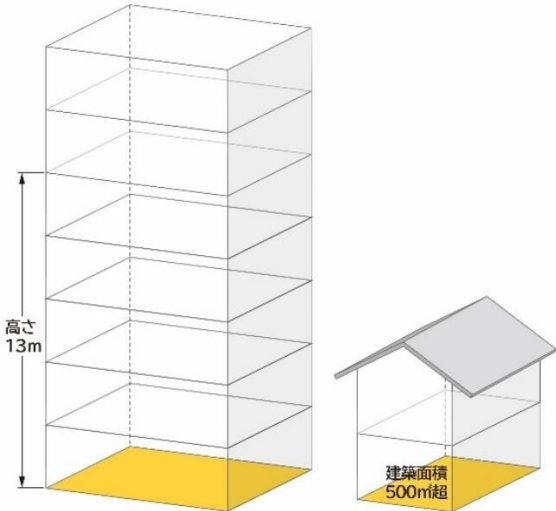
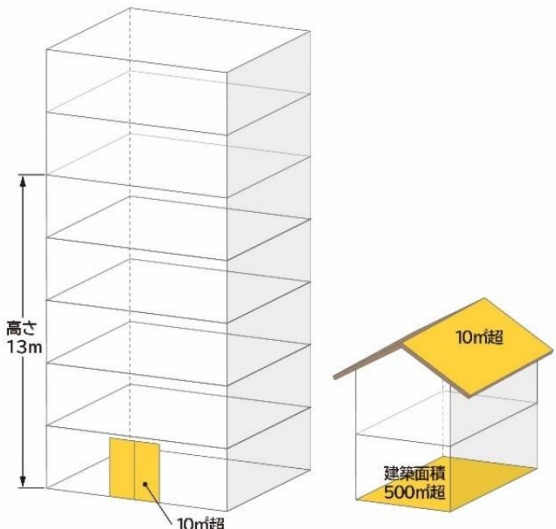
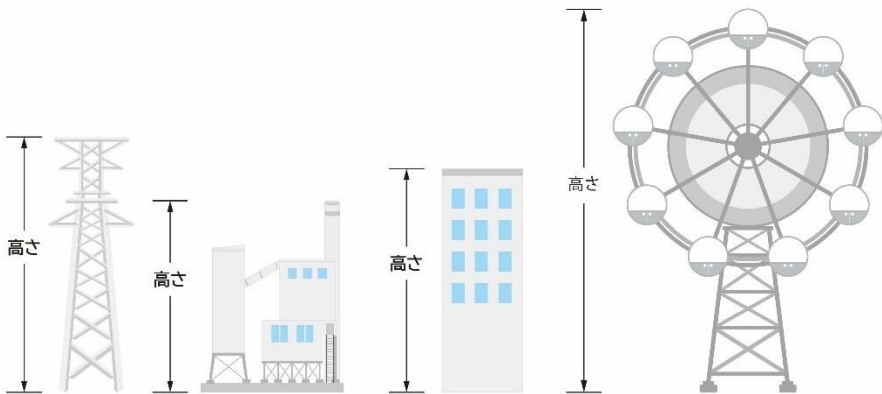
本町の自然景観や歴史的な景観資源等の保全・継承に向けては、土地の区画形質の変更、木竹の伐採または植栽、屋外における物品の集積は、景観形成上重要な行為となることから、これらについても届出対象とします。

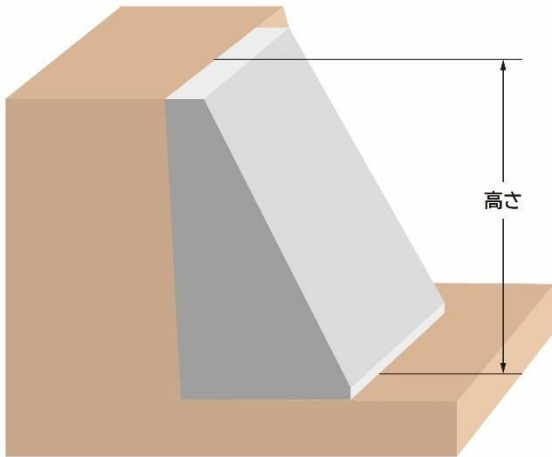
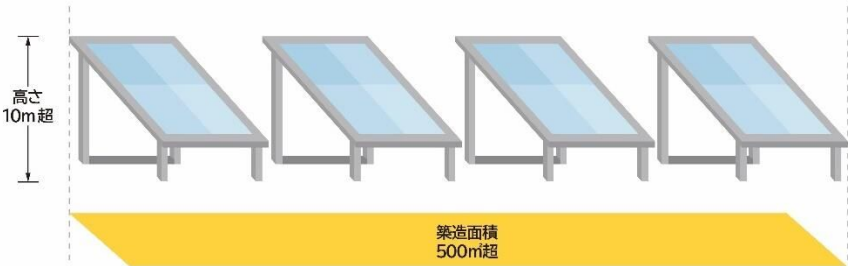
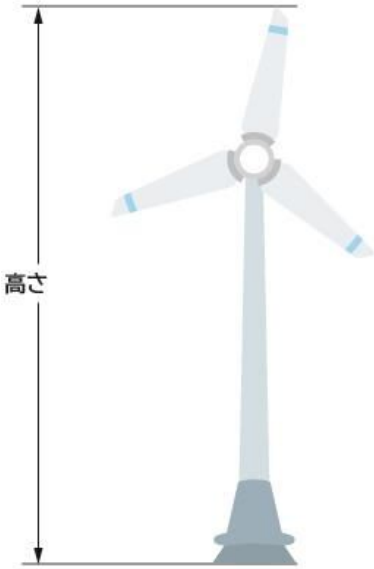
届出対象行為について、景観法の届出に先立ち、日出町と事前協議することができます。協議にあたり、届出する者は「第3章日出町が目指す景観づくり」を十分理解した上で景観形成基準に基づき、届出書を作成します。

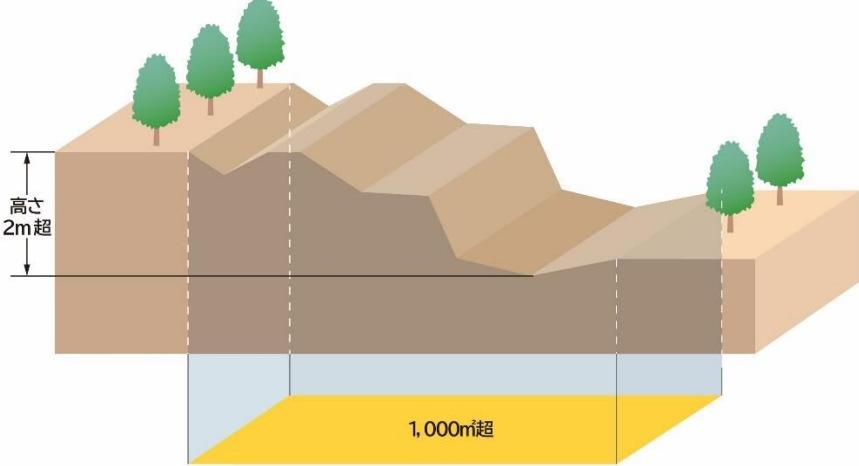
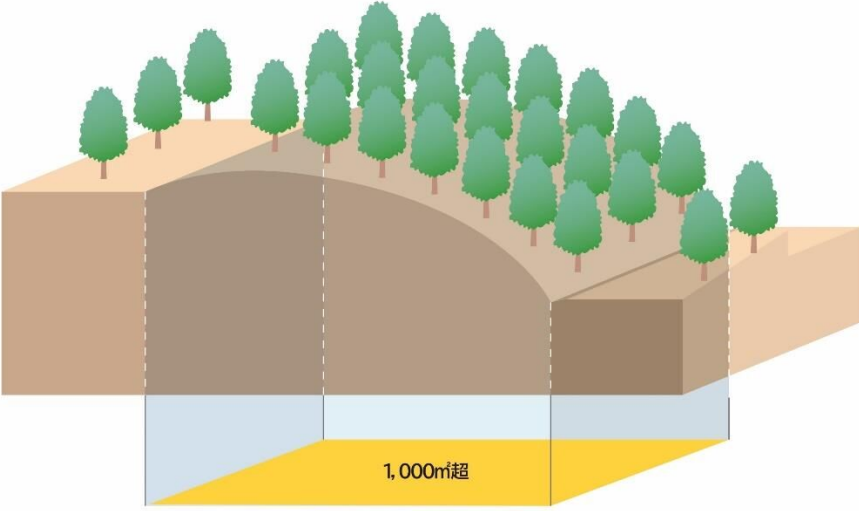
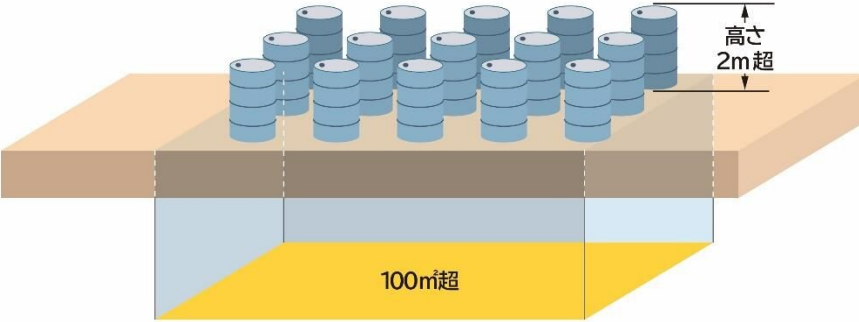




### 3-2 届出対象行為

行為		区域区分	
		景観計画区域 (景観形成重点地区を除く町全域)	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築又は移転、除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さ 13m又は建築面積 500㎡を超えるもの</li> </ul> 	規模を限定しないで届出が必要
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さ 13m又は建築面積 500㎡を超える建築物等の外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの</li> </ul> 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物/煙突、コンクリートプラント等、高さ 13mを超えるもの (※電柱、屋外広告物を除く)</li> </ul> 		

行為		区域区分	
		景観計画区域 (景観形成重点地区を除く町全域)	景観形成重点地区
工 作 物	新築、増築、改築又は移転、除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● よう壁／高さ5mを超えるもの</li> </ul> 	規模を限定しないで届出が必要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電施設／高さが10mを超えるもの、又は、築造面積が500㎡を超えるもの(一団の土地、又は、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)</li> </ul> 	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 風力発電施設/高さが10mを超えるもの</li> </ul> 	

行為	区域区分	
	景観計画区域 (景観形成重点地区を除く町全域)	景観形成重点地区
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>を超え、かつ、のりの高さ 2mを超えるもの</li> </ul> 	規模を限定しないで届出が必要
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
木竹の伐採又は移植	<ul style="list-style-type: none"> <li>延面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの(ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)</li> </ul> 	
屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 2mを超えかつ面積 100 m<sup>2</sup>を超え、かつ、集積等の期間が 90 日を超えるもの</li> </ul> 	

### 3-3 適用除外

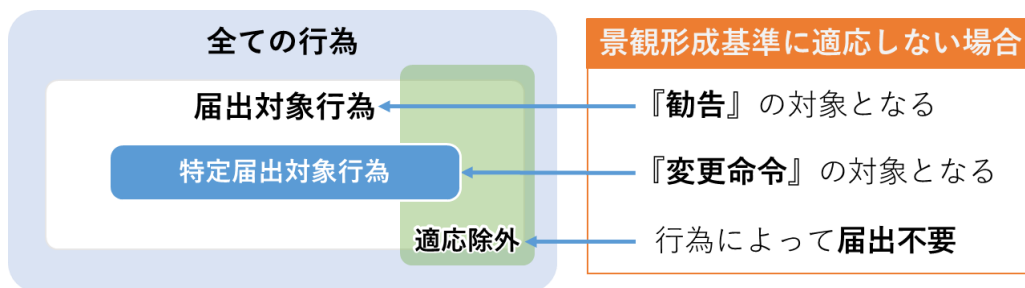
届出対象行為のうち、他の法令が適用される行為や農林業等を営むための行為等は届出が不要です。

- (1) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為
- (2) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
- (3) 農林業を営むための土地の形質の変更、森林の伐採
- (4) 上記のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと町長が認める行為

### 3-4 特定届出対象行為

届出対象行為のうち、建築物の建築や工作物の建設等については、条例により特定届出対象行為として定めることができます。特定届出対象行為は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適用しない場合、変更命令を行うことが可能となります。

本町では、景観計画区域の“建築物及び工作物の新設、増築、改築又は移転、除去、外観の変更”を特定届出対象行為とします。



## 4. 景観形成基準ガイドライン

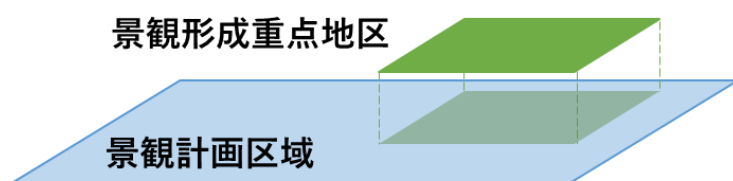
### 4-1 景観形成基準

景観形成には、行為を行う周囲に対して、不快感を与えず周囲と調和するよう配慮を行いながら整備することが必要です。

景観形成基準は、届出対象行為についての景観計画及び景観条例への適合審査を行う判断基準となるもので、良好な景観形成のために守ることが望まれる景観への配慮事項を示したものです。

当該行為者は、行為を行う事前の届出に共通事項を踏まえた配慮方針について記載を求めるとともに、行為別事項に基づき、当該行為の該当する項目ごとに、計画の適合・不適合のチェックを行うことで、行為者による主体的な景観形成に向けた配慮を誘導するものとします。

なお、景観形成重点地区は、景観計画区域の景観形成基準に上乗せした基準が定められます。



景観形成基準の上乗せ イメージ

### (3) 景観計画区域(日出町全域)

事項		景観形成基準	解説頁
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○前章の「ゾーン別の景観づくりの方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮する。</li> <li>○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。</li> </ul>	—
建築物	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優れた眺望を有する視点場から海ややまなみなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置及び形状とする。</li> <li>○行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。</li> <li>○隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。</li> </ul>	P23
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。</li> <li>○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。</li> <li>○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</li> </ul>	P24
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着きのある素材・色彩とする。</li> <li>○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。</li> <li>○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。</li> </ul>	P24
	附属設備の規模、意匠及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周囲のまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	P25
	敷地利用(外構)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努める。</li> <li>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努める。</li> <li>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置する。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努める。</li> </ul>	P26

事項		景観形成基準	解説頁
工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広がりのある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑える。</li> <li>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。</li> <li>○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</li> </ul>	P27
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。</li> <li>○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努める。</li> <li>○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</li> </ul>	P27
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。</li> <li>○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。</li> <li>○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。</li> </ul>	P28
	太陽光・風力発電設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲のやまなみや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に、尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。</li> <li>○道路や周辺からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、可能な限り植栽などによる修景を施す。</li> <li>○反射光による周辺環境への影響を与えぬように、位置や角度に十分配慮する。</li> </ul>	P29
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。</li> </ul>	P29
開発行為 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘 その他の土地 の区画形質の 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならない。</li> <li>○地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでない。</li> <li>○開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。</li> <li>○のりを生じた場合は、植生工による法面保護により、雨水、風化等による浸食を防ぐとともに、緑豊かな景観形成を図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。</li> </ul>	P30	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○やむをえず伐採を行う際には、可能な限り小規模にとどめる。</li> <li>○既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものではない。</li> <li>○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。</li> <li>○眺望点からの眺望に配慮したものである。</li> <li>○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。</li> </ul>	P31	
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他の物件の 堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。</li> <li>○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫し、植栽を行うなどの配慮をする。</li> </ul>	P32	

#### (4) 景観形成重点地区

日出城址周辺地区は、「歴史と文教の地としての日出らしい城下町景観の保全、継承」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項	景観形成基準	解説頁											
共通事項	○風情ある城下町のまちづくりを目指して日出城址周辺の一体的なまちなみ景観の形成に努める。	—											
建築物	<p>意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根は、和風を基調とする切妻、入母屋または寄棟の勾配瓦屋根を基本とする。</li> <li>○外壁は、自然の風合いをかもし出す天然素材(木質材、石質材、土質材)を可能な限り使用する。</li> <li>○建具は、可能な限り木製を用いる。</li> </ul>	P33											
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根は、近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度 0(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。</li> <li>○外壁は、次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。(色彩は P35 を参照)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="2">制限しない</td> </tr> <tr> <td>GY(緑黄)</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">原則として使用不可</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建具でアルミサッシ等を使用する場合は、黒ないし茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない	GY(緑黄)	2 以下	その他	原則として使用不可		P33
	色相	彩度	明度										
R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない											
GY(緑黄)	2 以下												
その他	原則として使用不可												
<p>附属設備の規模、意匠及び色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築の付帯設備は、主たる建築物と一体感を保つデザインとするか又は木材等の質感豊かな材料で覆うなど、周辺の景観に配慮する。</li> <li>○垣、塀、よう壁については、周辺の景観と調和したものとなるように、木材や石等の自然的な素材を使用する。</li> <li>○コンクリート塀やブロック塀は、できるだけ設置しない。</li> <li>○やむを得ない事情でコンクリート塀やブロック塀を設置した場合、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をする。</li> </ul>	P33												
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の壁面や屋上には、屋外広告物を設置しない。(ただし商業等営業用の建物は除く。)</li> <li>○屋外広告物の設置は、周辺の景観を阻害しない場所に設置する。</li> <li>○屋外広告物は、自然の雰囲気をかもし出す木質系素材を中心素材とするが、予算や耐候性の関係から鉄やアルミ等の人工的素材の使用も可能とする。ただし、人工的素材は、茶色系のみで製作する。</li> <li>○眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。</li> </ul>	P34											
太陽光発電設備類	○設備等は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないように工夫し、周辺景観との調和に配慮する。	P34											
その他	○自動販売機などは付帯建築物又は周辺景観との調和に配慮する。	P35											

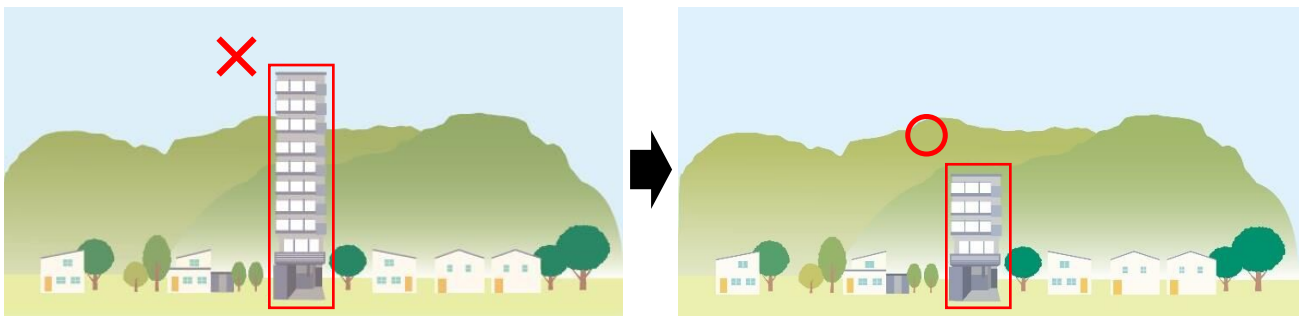


## 4-2 景観形成基準の解説

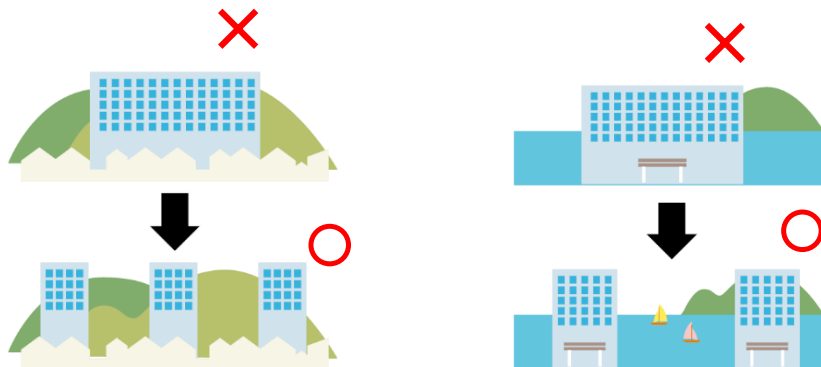
### (1) 景観計画区域(一般地区)

#### 建築物の建設等

建築物	○優れた眺望を有する視点場から海ややまなみなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置及び形状とする。
配置及び形状	○行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。 ○隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。

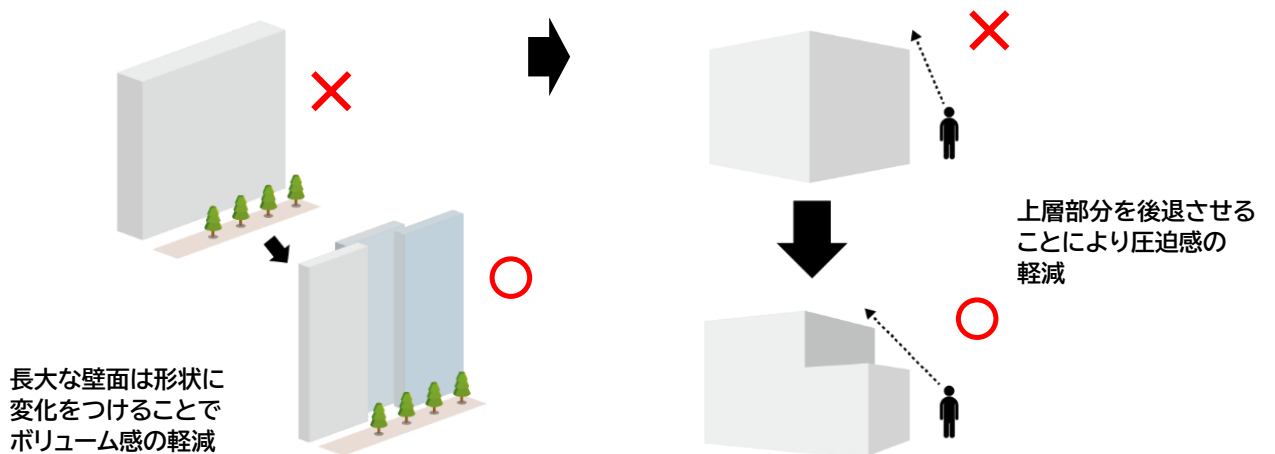


背景となるやまなみの稜線を隠さず、また、丘陵地の緑と調和した建築物となるよう配慮しましょう

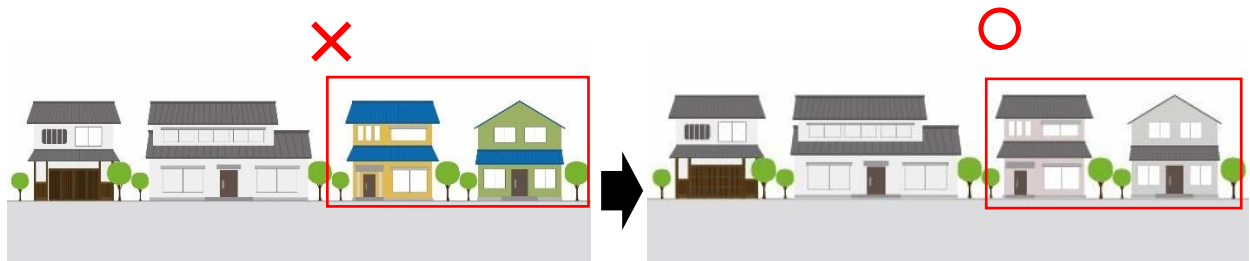


背景となる海ややまなみなどの眺望を阻害しない配置及び形状となるよう配慮しましょう

建築物	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。
意匠	○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。 ○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。

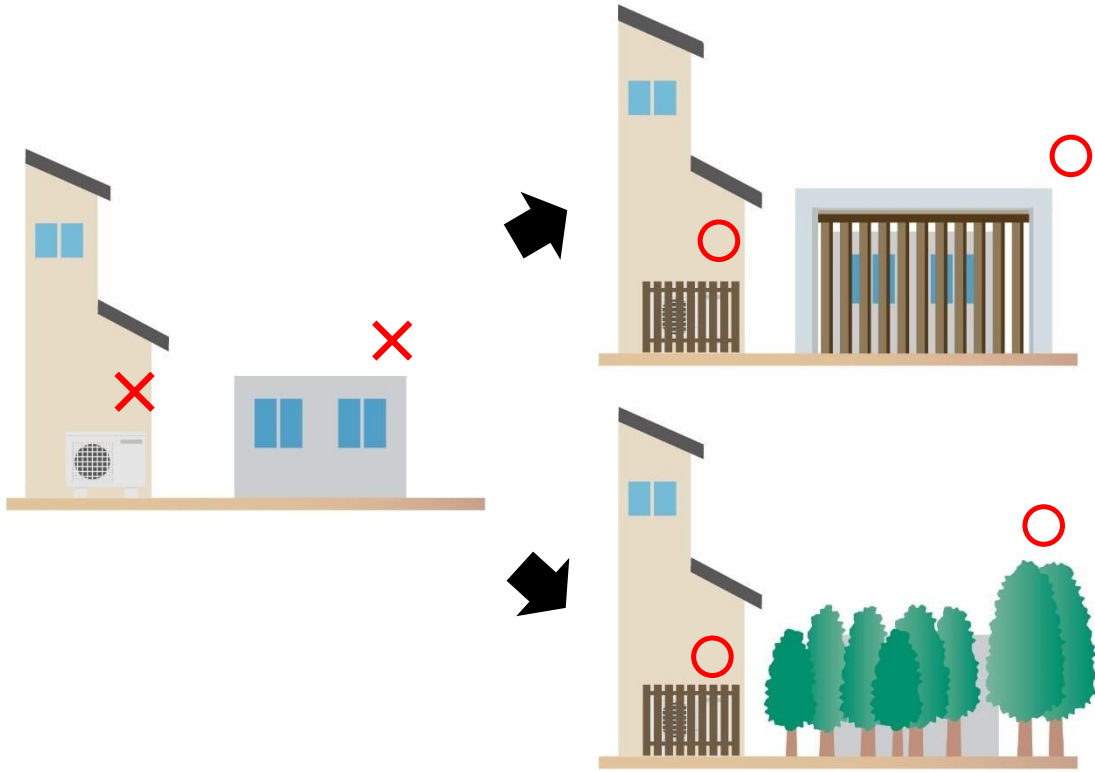


建築物	○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。
色彩	○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。



彩度の高い色は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮しましょう

建築物 附属設備の 規模、意匠 及び色彩	○屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
-------------------------------	---

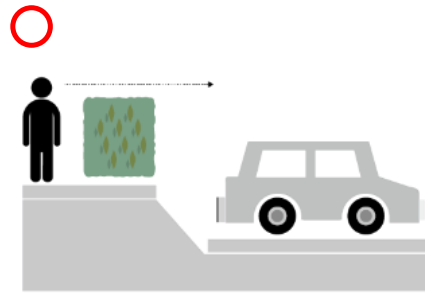
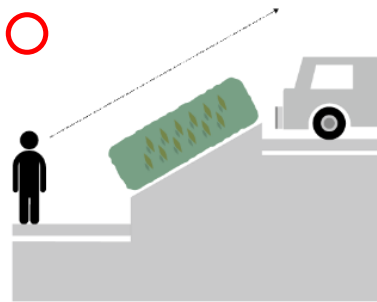


付属する設備類は、建築物の外観に合わせたデザインの柵や植栽で覆うことで見苦しくないように配慮しましょう

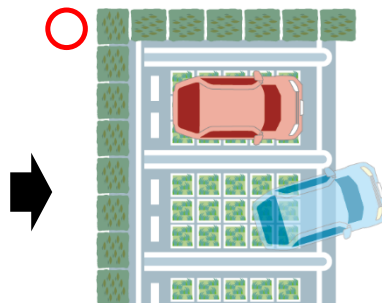
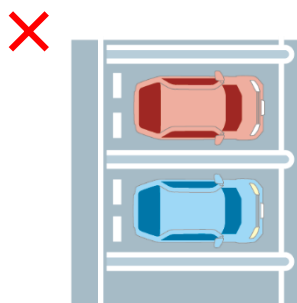
建築物	○できる限り、生け垣や植栽帯を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努める。
敷地利用 (外構)	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努める。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置する。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努める。



できる限り生垣や植栽帯を設置し、周辺の景観との調和に配慮しましょう



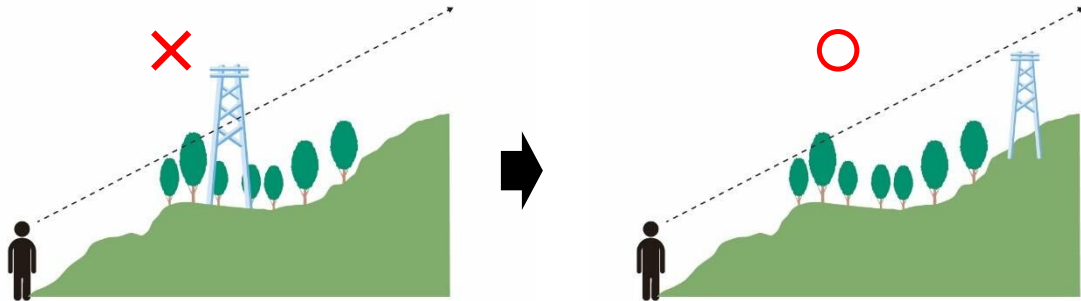
駐車場は道路からできる限り見えない位置に配置し、道路に面する側の緑化等で景観に配慮しましょう



駐車部分はグリーンブロックにする等、潤いのある景観形成を図りましょう

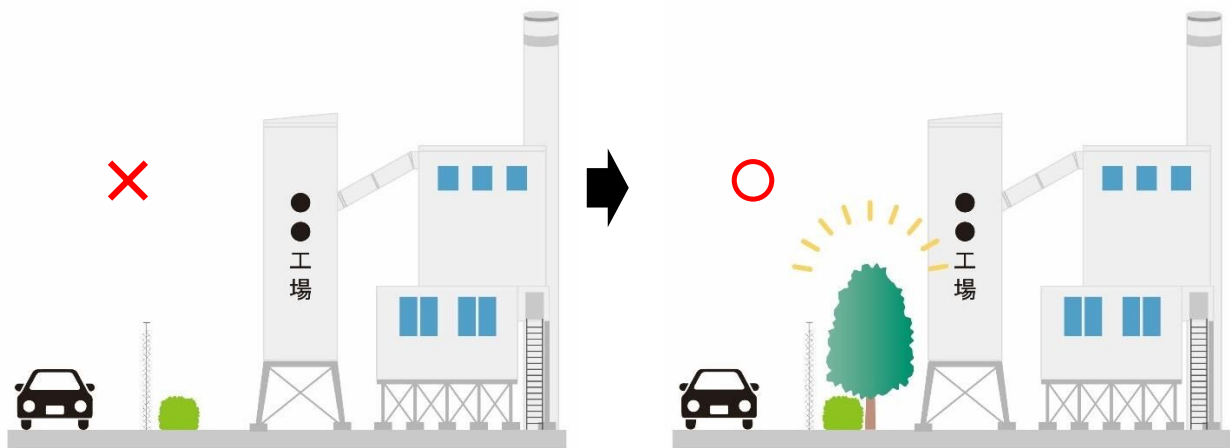
工作物の建設等

工作物	○広がりのある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑える。
高さ	○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。



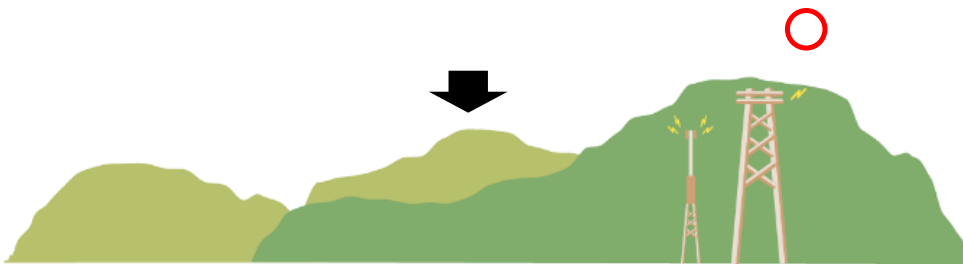
突出した登場工作物は連続したやまなみ景観を遮断するため、高さや配置を工夫し眺望を損なわないように配慮しましょう

工作物	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。
形態・意匠	○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努める。 ○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。

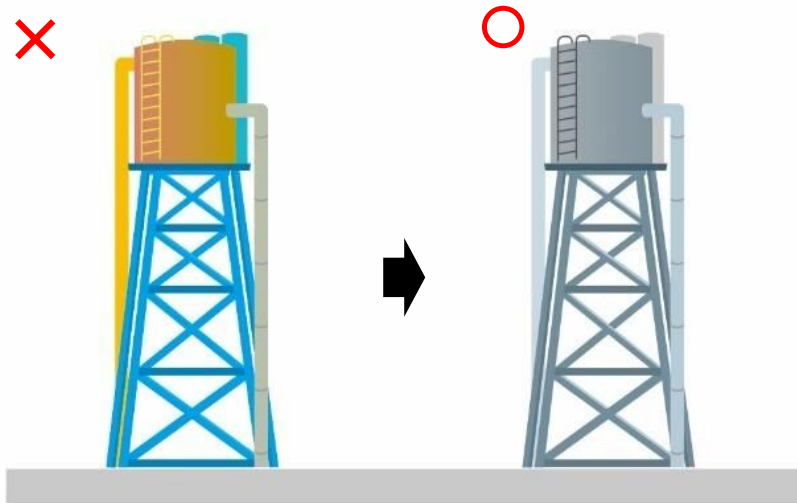


大規模な緑化ものについては、緑化等により、通りからの見え方に配慮しましょう

工作物	○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。
色彩	○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。

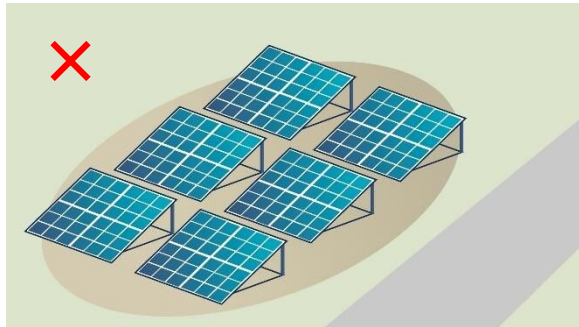


基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の仕様は避け、周辺の景観との調和に配慮しましょう

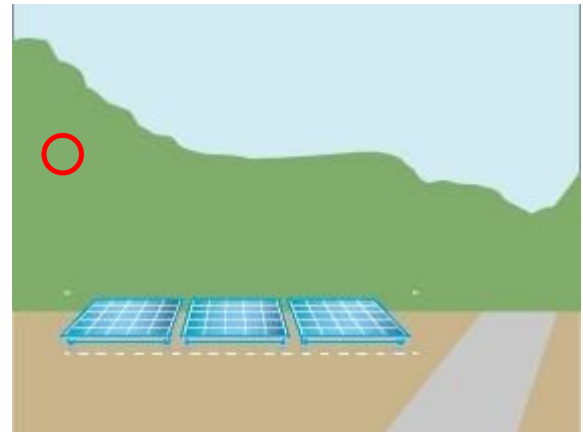
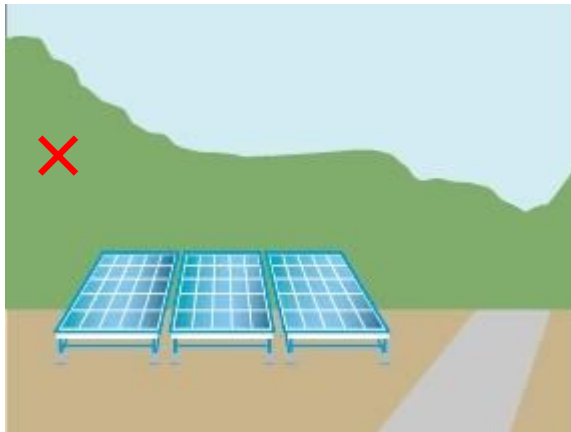


工作物の色彩は彩度の低いものを基調とし、周辺の景観との調和に配慮しましょう

工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲のやまなみや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に、尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。</li> <li>○道路や周辺からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、可能な限り植栽などによる修景を施す。</li> <li>○反射光による周辺環境への影響を与えぬように、位置や角度に十分配慮する。</li> </ul>
太陽光・風力発電設備類	

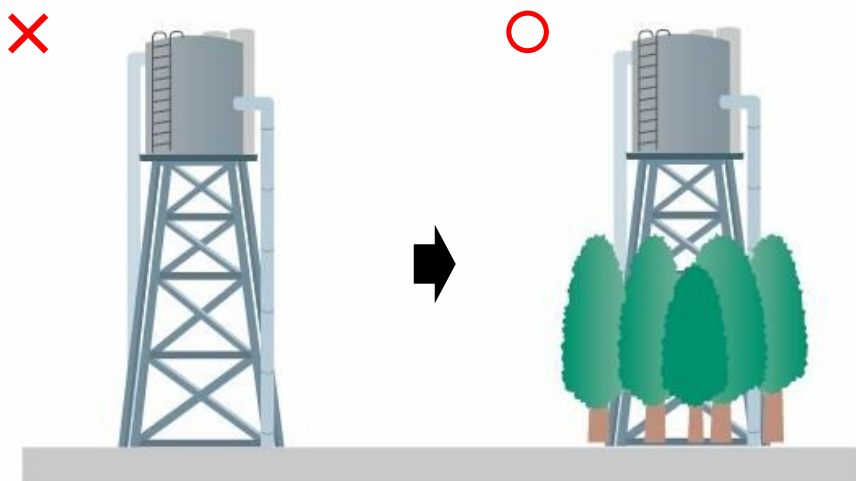


可能な限り植栽を施すなど、周辺の景観との調和や道路や視点場からの見え方に配慮しましょう



目立ちにくいようにパネルの傾斜角度を小さく抑えるなど、道路や視点場からの見え方に配慮しましょう

工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。</li> </ul>
設備	



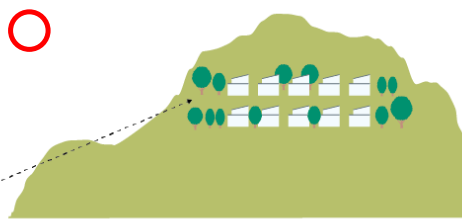
できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮しましょう

開発行為

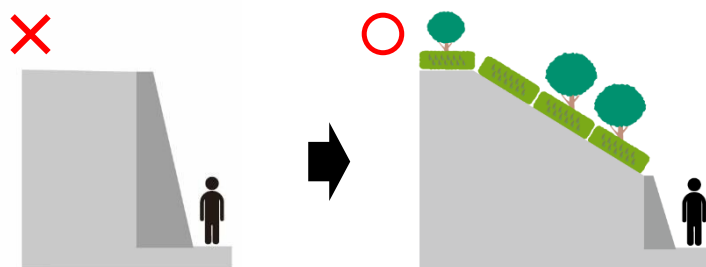
<p>開発行為 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘 その他の土地 の区画形質の 変更</p>	<p>○開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならない。 ○地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでない。 ○開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。 ○のりを生じた場合は、植生工による法面保護により、雨水、風化等による浸食を防ぐとともに、緑豊かな景観形成を図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。</p>
--	--



最小限の造成とします



既存の樹木・樹林を積極的に残します

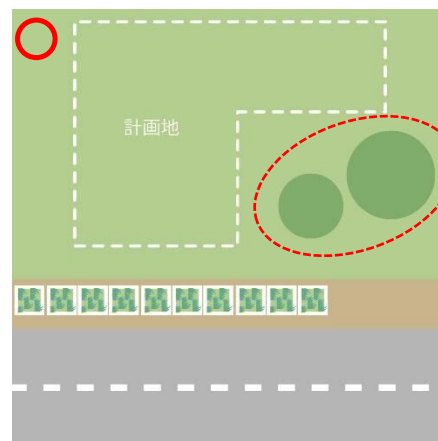
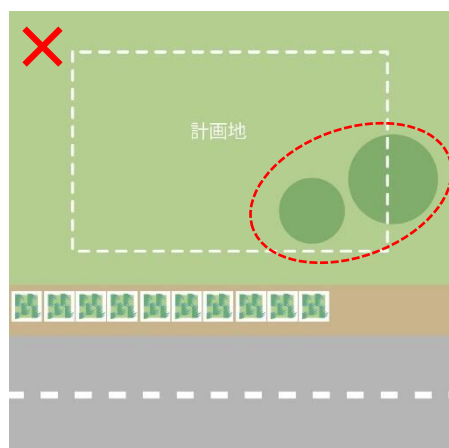


法面や擁壁の後方、素材を工夫して積極的に緑化するなど、景観に配慮しましょう



## 木竹の伐採又は植栽

<p>木竹の伐採 又は植栽</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○やむをえず伐採を行う際には、可能な限り小規模にとどめる。</li> <li>○既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものではない。</li> <li>○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。</li> <li>○眺望点からの眺望に配慮したものである。</li> <li>○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。</li> </ul>
-----------------------	--



計画地に樹容の優れた樹木等がある場合は、できる限り保全



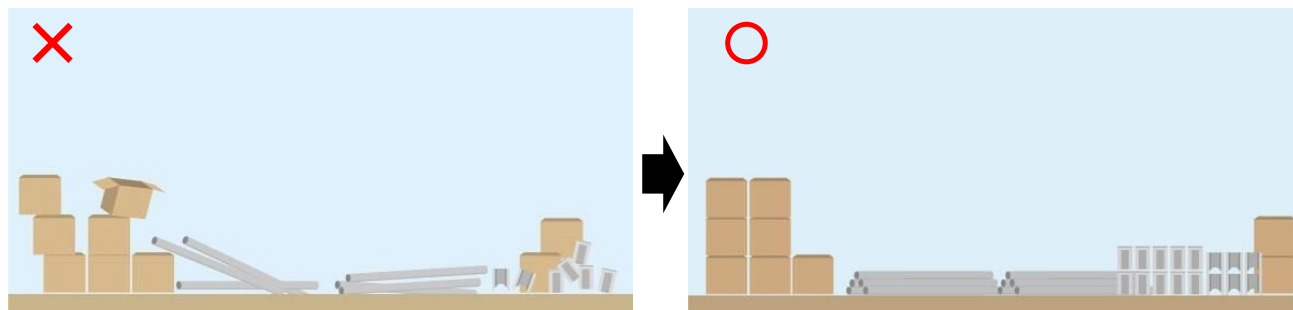
避けたい例  
大規模な木竹の伐採により景観等に多大な影響を与える



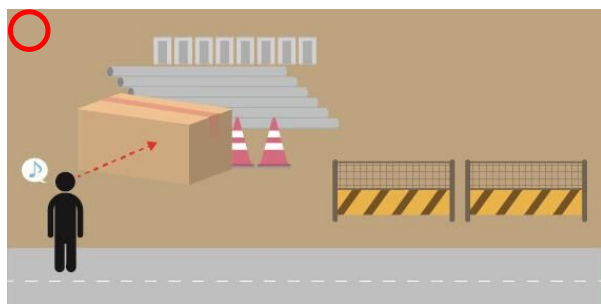
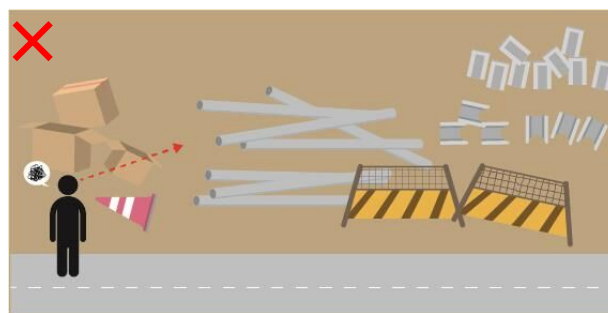
周辺との調和に配慮した例  
伐採面積を抑える(可能であれば植樹)

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

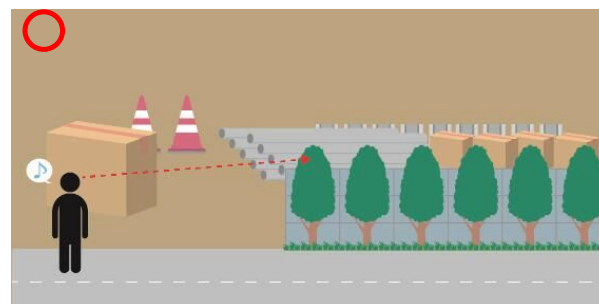
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。</li> <li>○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫し、植栽を行うなどの配慮をする。</li> </ul>
-----------------------------------	---



資材等を積み上げる際は整然とした集積又は貯蔵するように配慮しましょう



できる限り公共の場所から見えない配置等に工夫し、整然とした集積又は貯蔵とする



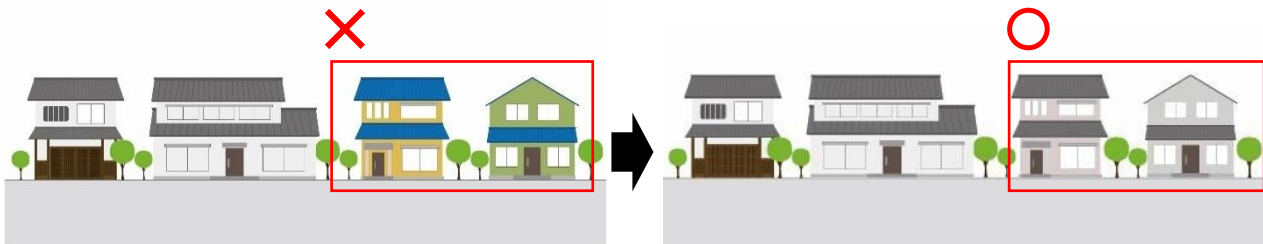
できる限り公共の場所から見えないよう、植栽を行う

(2) 景観形成重点地区

建築物	○屋根は、和風を基調とする切妻、入母屋または寄棟の勾配瓦屋根を基本とする。
意匠	○外壁は、自然の風合いをかもし出す天然素材(木質材、石質材、土質材)を可能な限り使用する。 ○建具は、可能な限り木製を用いる。



建築物	○屋根は、近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度 0(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 ○外壁は、次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。											
色彩	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="2">制限しない</td> </tr> <tr> <td>GY(緑黄)</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">原則として使用不可</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない	GY(緑黄)	2 以下	その他	原則として使用不可	
	色相	彩度	明度									
	R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない									
	GY(緑黄)	2 以下										
その他	原則として使用不可											
○建具でアルミサッシ等を使用する場合は、黒ないし茶系統の落ち着いた色彩とする。												



彩度の高い色は避け、周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮しましょう

建築物	○建築の付帯設備は、主たる建築物と一体感を保つデザインとするか又は木材等の質感豊かな材料で覆うなど、周辺の景観に配慮する。
附属設備の規模、意匠及び色彩	○垣、塀、よう壁については、周辺の景観と調和したものとなるように、木材や石等の自然的な素材を使用する。 ○コンクリート塀やブロック塀は、できるだけ設置しない。 ○やむを得ない事情でコンクリート塀やブロック塀を設置した場合、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をする。

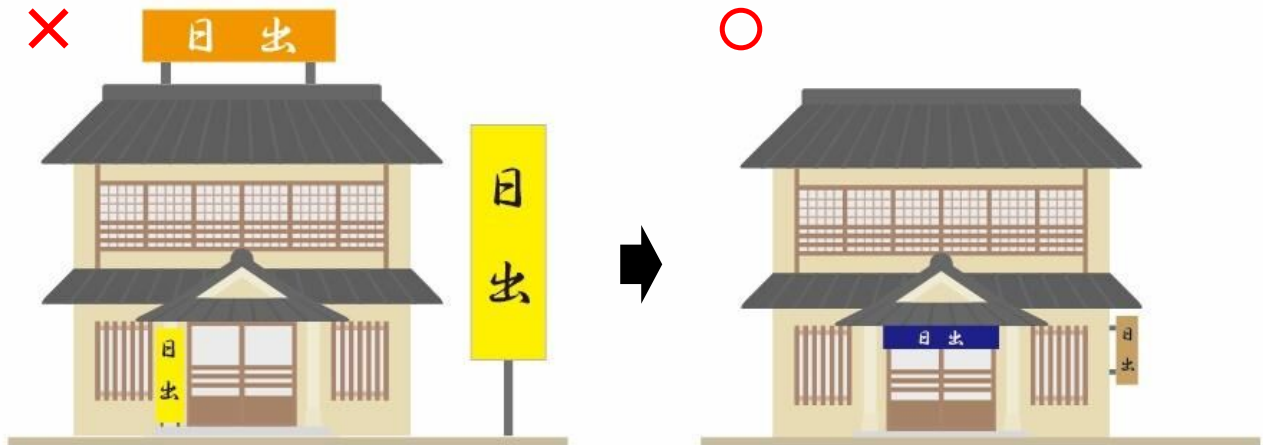


周辺の景観と調和した例



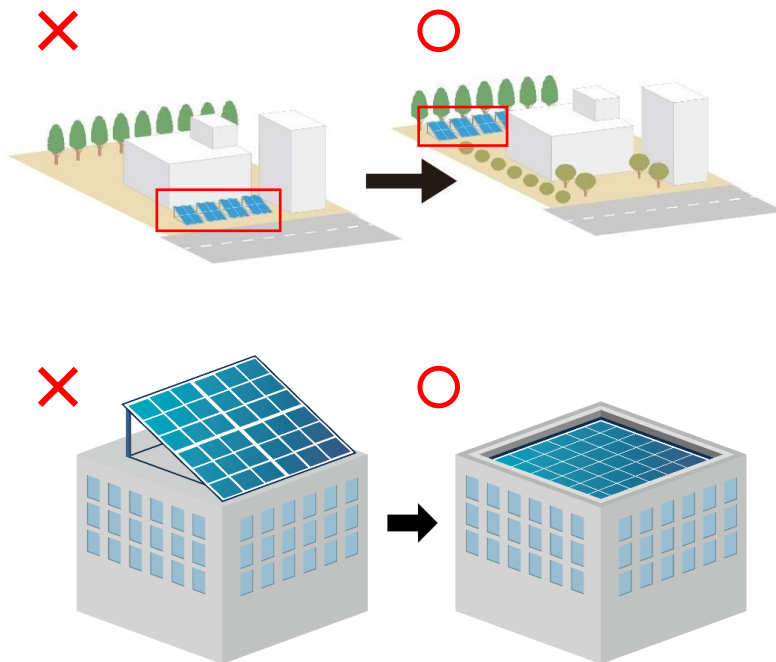
石等の自然的な素材を使用した例

屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等の壁面や屋上には、屋外広告物を設置しない。(ただし商業等営業用の建物は除く。)</li> <li>○屋外広告物の設置は、周辺の景観を阻害しない場所に設置する。</li> <li>○屋外広告物は、自然の雰囲気をかもし出す木質系素材を中心素材とするが、予算や耐候性の関係から鉄やアルミ等の人工的素材の使用も可能とする。ただし、人工的素材は、茶色系のみで製作する。</li> <li>○眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。</li> </ul>
-------	---



屋外広告物の設置は、周辺の景観を阻害しないよう配慮しましょう

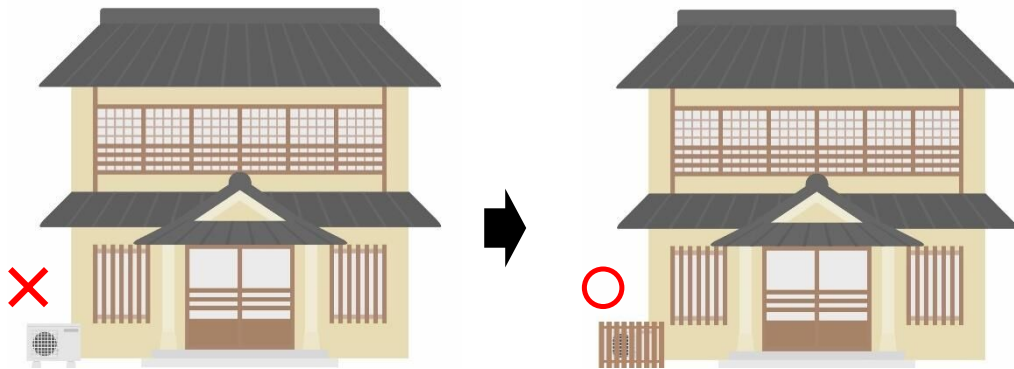
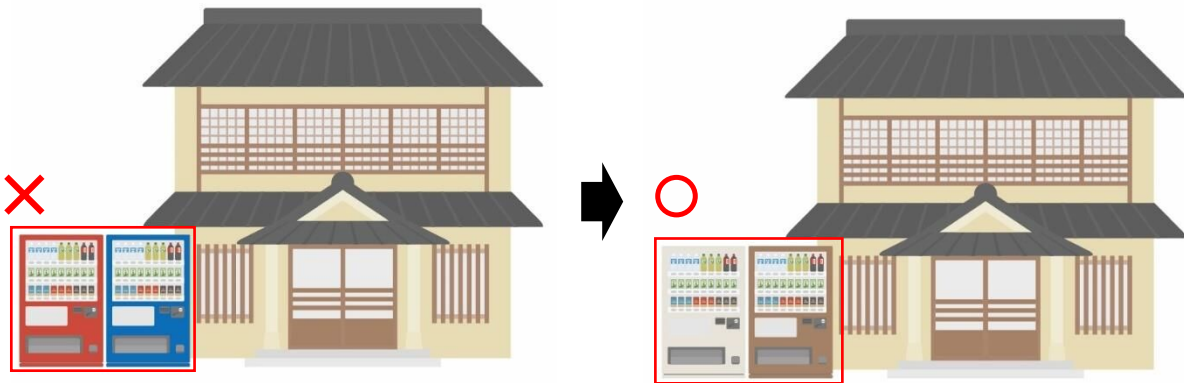
太陽光発電設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設備等は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないように工夫し、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
----------	---



通りから見えない位置に設ける、覆いを設ける等、周辺景観との調和に配慮しましょう

その他

○自動販売機などは付帯建築物又は周辺景観との調和に配慮する。



自動販売機などを設置する際は周辺景観との調和に配慮しましょう

### 4-3 色彩ガイドライン

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩についてマンセル表色系を用いて基準を定めず。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。

#### (1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

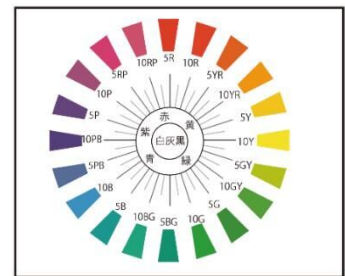
##### ①マンセル表色系

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル(1858～1918)が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼び、系統的に整理し記号化することで、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相(いろあい)・明度(あかるさ)・彩度(あざやかさ)のそれぞれ独立した色の性質(三属性)によってひとつの色を表現します。

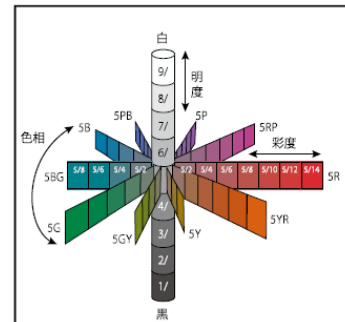
##### ○色相(いろあい)

10種の基本色(赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫)の頭文字(R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP)をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」のように表記します。また、白、黒、グレー等は色相を持たずNと表記します。



##### ○明度(あかるさ)

0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



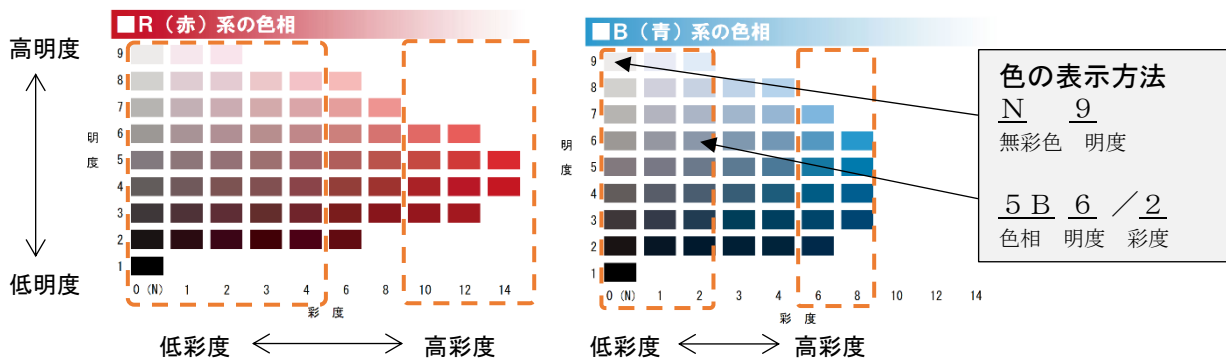
##### ○彩度(あざやかさ)

0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色(N)の彩度は0になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。色相によって彩度の最大値が異なるため、一概に「低彩度」、「高彩度」を数値によって分類することは困難です。そのため、本計画では、彩度幅を3分割し、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」として定義します。

##### ○マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせる記号のことで。



## ②色彩基準における面積比の考え方

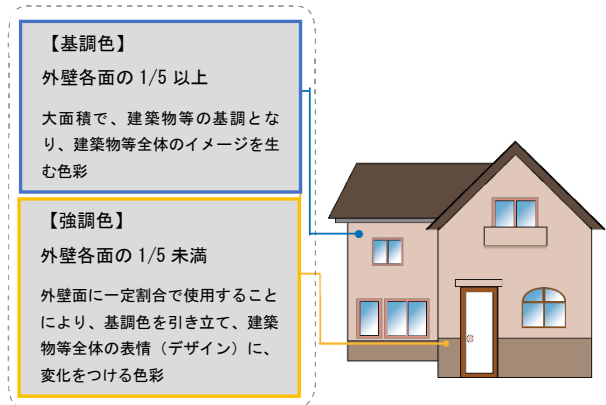
本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

### ○基調色

建築物等全体のイメージを生む、外壁各面の 1/5 以上を占める色彩を“基調色”と定義します。

### ○強調色

建築物等のデザインのアクセントとなる、建築物の外壁各面の 1/5 未満を占める色彩を“強調色”と定義します。



## (2) 重点地区の色彩基準

### ①建築物等の色彩基準

建築物等の色彩の基準を以下の通り設定します。

#### ○基調色

建築物等の基調色は、P38、P39 に示す基準色に適合した色彩とします。

#### ○強調色

建築物等の外壁にアクセントを付ける場合は、周辺の景観と調和する範囲で強調色を用いることができます。

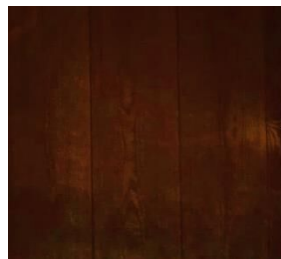
### ②色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- (1) 自然石や木材、漆喰や土壁等の自然素材、タイルやレンガ等を使用する場合で素地色又は素地を見せての塗装をしたもの



自然石



木材



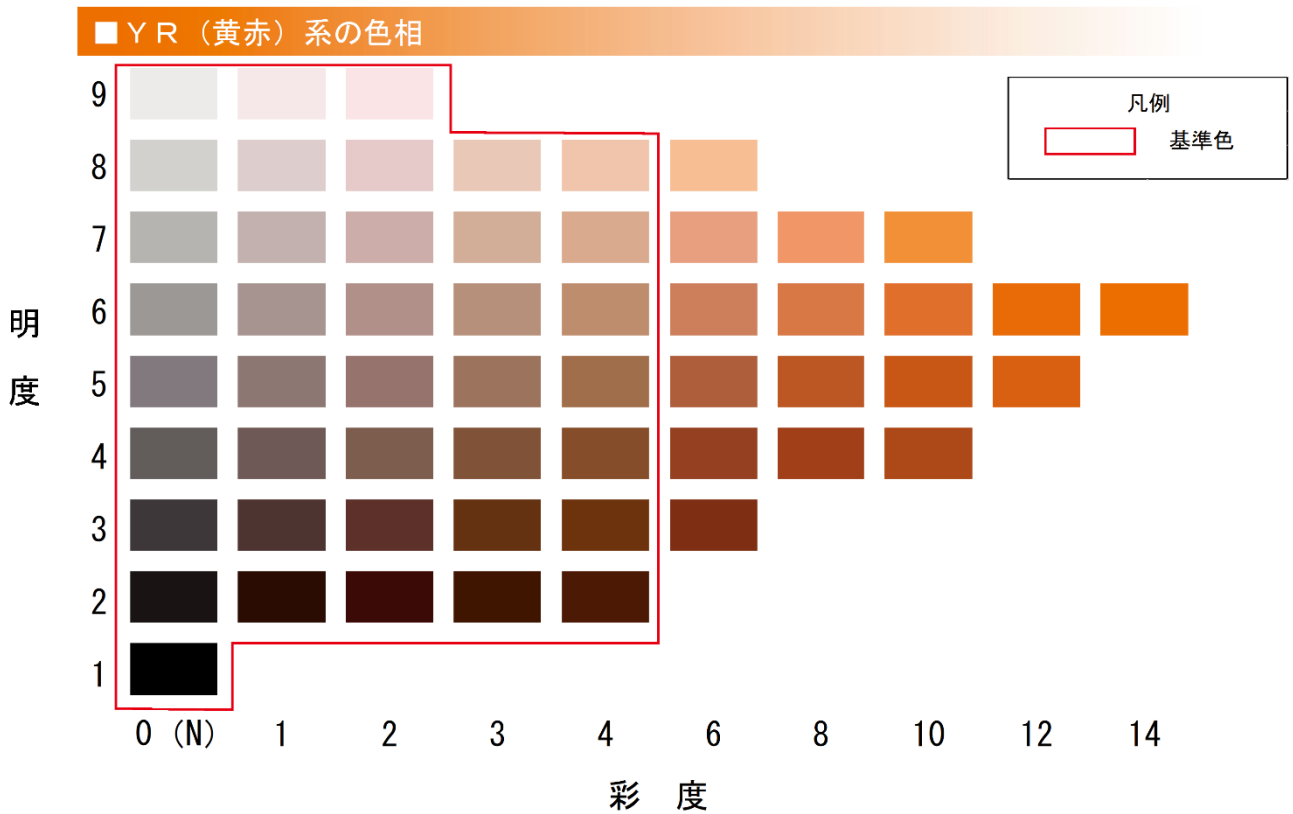
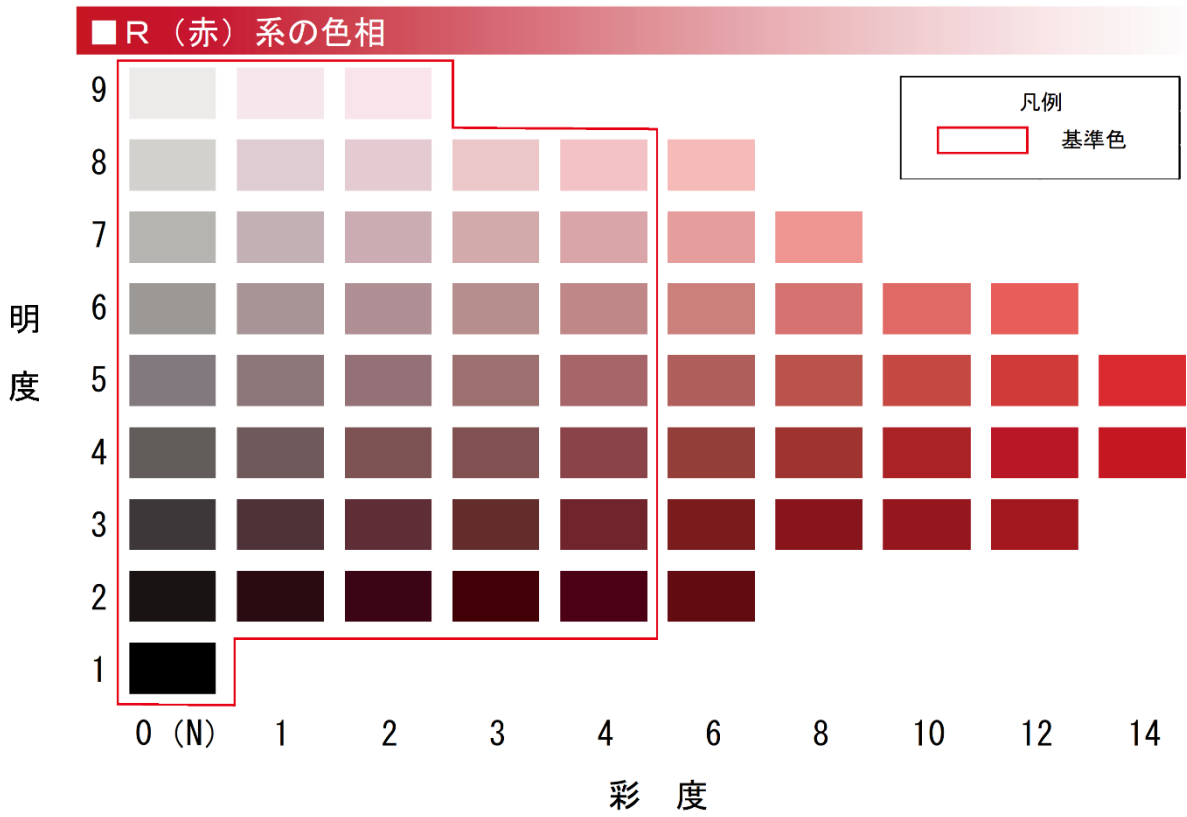
漆喰

- (2) 社寺仏閣や文化財等の歴史資源、地域イメージの核となっておりランドマークの役割を果たしているもの

- (3) その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

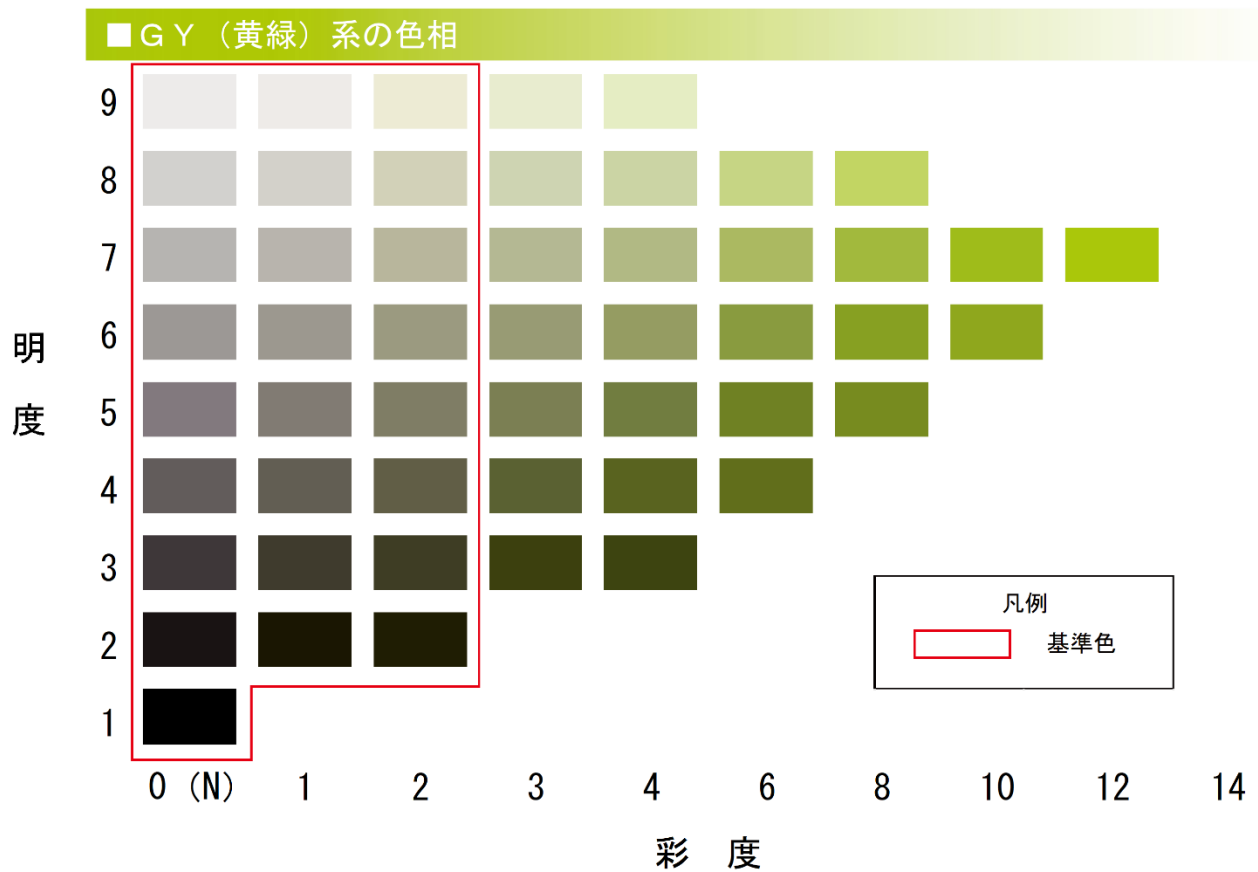
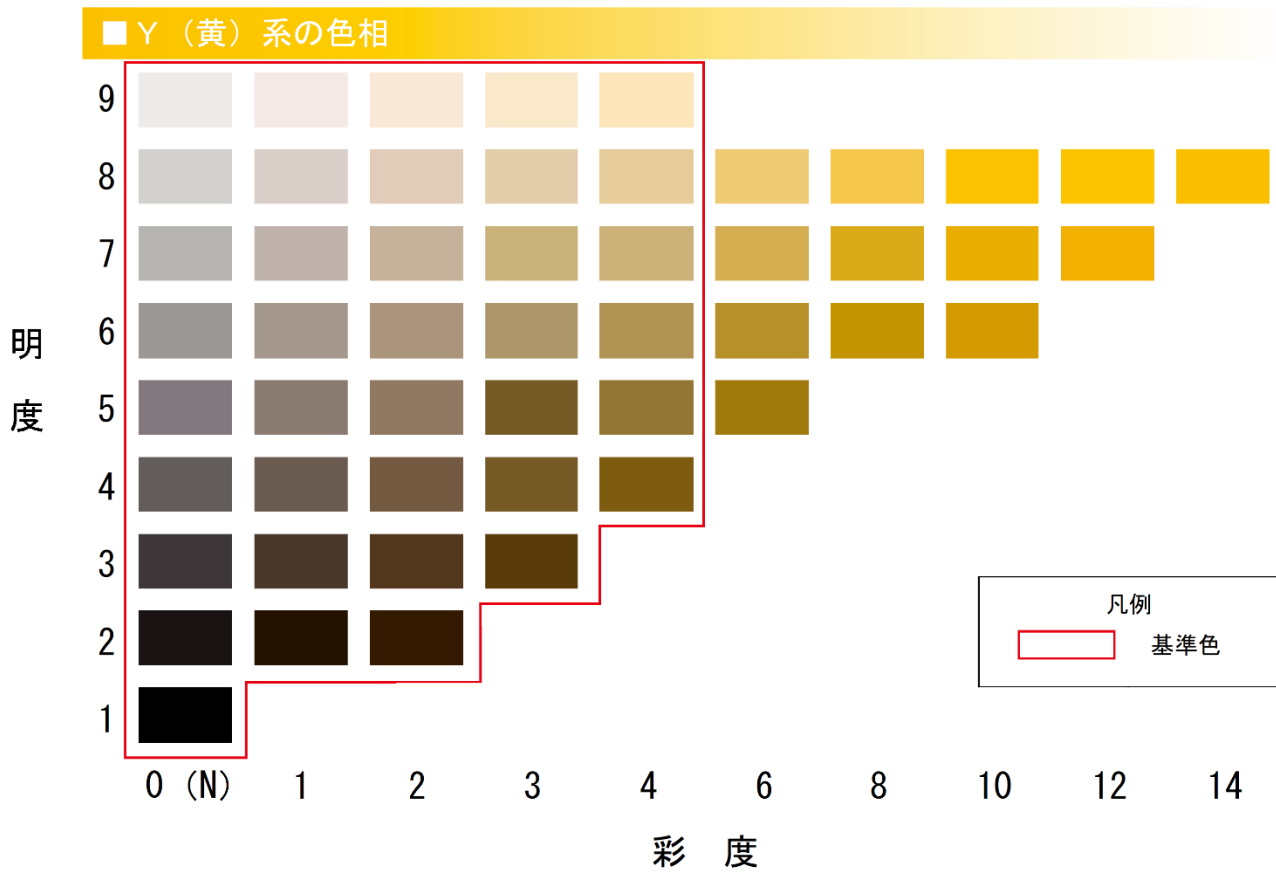
このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

# 日出城址周辺地区





# 日出城址周辺地区



## 5. 行為の届出に必要な図書

### 5-1 事前協議及び行為の届出

行為着手の30日前までに届出してください。

以下の届出に係わる図書を添付して正副2部の提出してください。

	提出書類 (図面の縮尺)	備 考	建築物・ 工作物の 建築等	開発行為 土地の 形成変更	屋外における 物品の 集積・貯蔵	木材の 伐採・移植	鉱物の掘削・ 土石類の採取
1	事前協議届出書 又は 行為届出書	・様式第1号又は様式第2号	●	●	●	●	●
2	付近見取図 (1/2500 以上)	・行為の場所の位置を示す	●		●	●	
3	配置図 (1/100 以上)	a. 方位(※図面は原則として北を上にして作成) b. 縮尺 c. 敷地に接する道路の位置・種別・幅員、敷地との高低差 d. 現況と計画の敷地の高低差 e. 敷地内における建築物・工作物、及び届出対象行為の位置、並びに届出対象行為と他の別	●				
4	立面図 (1/50 以上)	壁面・屋根の主要部分は着色し、仕上材の名称とマンセル記号による色彩を記入	●				
5	現況図 (1/2500 以上)	・大分県の「開発許可制度の手引き(大分県土木建築部都市計画課)」の規定に準じて作成		●		●	●
6	土地利用計画図 (1/1000 以上)			●			
7	造成計画平面図 (1/1000 以上)			●			
8	造成計画断面図 (1/200 以上)			●			
9	計画図 (1/100 以上)					●	●
10	配置計画図 (1/100 以上)	a. 敷地の形状、寸法、方位、敷地に接する道路の位置と幅員を記入 b. 堆積位置及び堆積方法 c. 外構施設			●		
11	事後措置計画図 (1/100 以上)	・掘削、採取後に講じる原状回復措置の内容を示す		●			●
12	現況写真	・行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影(届出対象の範囲を朱書きで図示)	●	●	●	●	●

## 5-2 行為変更の届出

行為の計画内容が変更した場合はあらかじめ変更届出が必要です。正副2部の提出してください。

	提出書類 (図面の縮尺)	備 考	建築物・ 工作物の 建築等	開発行為 土地の 形成変更	屋外における 物品の 集積・貯蔵	木材の 伐採・移植	鉱物の掘削・ 土石類の採取	
1	行為変更届出書	・様式第3号	●	●	●	●	●	
2	付近見取図 (1/2500 以上)	・記載内容は【事前協議及び行為 の届出】に同じ ・変更後と変更前の図面等添付 ・変更箇所の図示する	●		●	●		
3	配置図 (1/100 以上)		●					
4	立面図 (1/50 以上)		●					
5	現況図 (1/2500 以上)				●		●	
6	土地利用計画図 (1/1000 以上)				●			
7	造成計画平面図 (1/1000 以上)				●			
8	造成計画断面図 (1/200 以上)				●			
9	計画図 (1/100 以上)						●	
10	配置計画図 (1/100 以上)					●		
11	事後措置計画図 (1/100 以上)				●		●	
12	現況写真			●	●	●	●	●

## 5-3 完了(中止)届

行為が完了した場合は、遅延なく完了届を提出してください。正副2部の提出してください。

	提出書類 (図面の縮尺)	備 考	建築物・ 工作物の 建築等	開発行為 土地の 形成変更	屋外における 物品の 集積・貯蔵	木材の 伐採・移植	鉱物の掘削・ 土石類の採取
1	行為完了届出書	・様式第4号	●				
2	現況写真	・外観及び敷地内の状況を示す カラー写真 ・写真の撮影位置及び撮影方向	●				

## 参考資料(様式)

様式第1号 .....	42
様式第2号 .....	50
様式第3号 .....	52
様式第4号 .....	53

## 景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

日出町長

殿

住 所  
申 請 者

氏 名  
(法人にあつては、その名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

電話番号

担当部署名

担当者名

日出町景観条例第9条の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり事前協議します。

行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採又は移植		<input type="checkbox"/> 工作物の新設等 <input type="checkbox"/> 土地の形質変更等 <input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積等	
行 為 の 場 所	所在地	日出町		
	景観計画区域の 地区及びエリア	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区内 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区外		
行 為 の 期 間	着手予定年月日	年 月 日		
	完了予定年月日	年 月 日		
設 計 者	氏 名			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
工 事 施 工 者	氏 名			
	所 在 地			
	電 話 番 号			

備考

- 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の事項は、該当するものに $\text{レ}$ を記入してください。
- 3 行為の種類に応じて、別紙1～6のいずれかを記入し、併せて提出してください。

別紙1 建築物の建築等

設計又は 施行方法	1 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更					
	2 用途						
	3 最高高さ						
	4 階数	地上階	地下階				
	5 構造						
	6 敷地面積						
	7 建築面積	届出部分	m <sup>2</sup>	既存部分	m <sup>2</sup>	合計	m <sup>2</sup>
	8 延べ面積	届出部分	m <sup>2</sup>	既存部分	m <sup>2</sup>	合計	m <sup>2</sup>
	9 屋外又は屋上に設置する建築設備の種類						
	10 屋根	仕上材				(色彩見本貼付欄)	
		色彩	※				
	11 外壁	仕上材				(色彩見本貼付欄)	
		色彩	※				
仕上材					(色彩見本貼付欄)		
色彩		※					
12 緑化措置及び樹木等の保全措置							
13 その他景観形成のために特に配慮した事項							

備考

- この書類は、届出棟ごとに作成してください。
- の事項は、該当するものに $\surd$ を記入してください。
- ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹の有無及び保全措置を記入してください。
- 届出書の表題は、不要な部分を——で消してください。

別紙2 工作物の新設等

設計又は 施行方法	1 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
	2 工作物の種類				
	3 最高高さ				
	4 構造				
	5 敷地面積				
	6 築造面積	届出部分 m <sup>2</sup>	既存部分	m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
	7 長さ	届出部分 m	既存部分	m	合計 m
	8 工作物	仕上材			(色彩見本貼付欄)
		色彩	※		
		仕上材			(色彩見本貼付欄)
色彩		※			
9 緑化措置及び樹木等の保全措置					
10 その他景観形成のために特に配慮した事項					

備考

- 1 この書類は、届出棟ごとに作成してください。
- 2 □の事項は、該当するものにレを記入してください。
- 3 築造面積の欄には、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの場合は、最大の見附面積を記入してください。網目状等の場合は、外周枠で囲われる面積とします。
- 4 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 5 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹の有無及び保全措置を記入してください。

別紙3 開発行為等

設計 又は 施行 方法	1 区域の面積							m <sup>2</sup>
	2 開発目的							
	3 行為地の現況							
	4 隣接地の現況							
	5 生ずる土地 高低差の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	6 生ずる土地 高低差の最高値	切土部 最高値	m	盛土部 最高値	m	勾配	/	
	7 土地高低差の 処理の方法							
	8 木竹の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	9 木竹の処理方法							
	10 その他							

備考

- 1 行為地の現況は、詳細に記載してください。
- 2 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 3 の事項は、該当するものに $\surd$ を記入してください。
- 4 土地高低差の処理の方法は、具体的に記載してください。(例 種子吹付か、石積等)
- 5 木竹の処理方法は、植栽方法等を具体的に記載してください。



別紙4 土地の形質変更等

設計又は 施行方法	1 区域の面積		m <sup>2</sup>	
	2 行為地の現況			
	3 行為面積	土地の全体		m <sup>2</sup>
		切 土		m <sup>2</sup>
		盛 土		m <sup>2</sup>
		採取面積（土石の採取の場合）		m <sup>2</sup>
	4 移動土量	切 土		m <sup>3</sup>
		盛 土		m <sup>3</sup>
		採取物の種類（土石の採取の場合に限る）		
		採取面積（土石の採取の場合）	t	m <sup>3</sup>
	5 行為後の敷地の処理			
6 生ずる土地高低差及び当該土地高低差の処理方法				
7 行為後の土地利用目的				
8 隣接地の現況				
9 残土処理方法				
10 緑化措置及び樹木等の保全措置				
11 その他景観形成のために特に配慮した事項				

備考

- 1 行為地の現況及び隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 2 土地の形質変更後の敷地の処理については、裸地、砂利舗装、埋戻し等と具体的に記載してください。
- 3 土地高低差の処理の方法は、芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
- 4 行為後の土地利用目的は、宅地利用、駐車場利用、道路利用等と記載してください。
- 5 残土処理方法は、残土処理地を具体的に記載してください。
- 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹の有無及び保全措置を記入してください。

別紙5 木竹の伐採または移植

集団をなす木竹の伐採

設計 又は 施行 方法	1 伐 採 面 積	m <sup>2</sup>
	2 伐 採 量	本
	3 隣 接 地 の 現 況	
	4 伐 採 方 法	<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐 伐採率 %
	5 伐 採 主 要 樹 木	
	6 伐 採 跡 地 の 処 理 方 法	
	7 その他参考となる事項	

備考

- 1 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 2 □の事項は、該当するものにレを記入してください。
- 3 伐採跡地の処理方法は、植樹する場合はその方法を具体的に記載してください。

独立した木竹の伐採

設計 又は 施行 方法	1 樹 種 名	
	2 樹 齢	約 年
	3 樹 高	約 m
	4 地 上 高 1 . 0 m の 幹 回 り の 長 さ	約 m
	5 数 量	
	6 その他参考となる事項	

別紙6 屋外における物品の集積または貯蔵

設計 又は 施行 方法	1 区域の面積		m <sup>2</sup>
	2 行為地の現況		
	3 堆積する物件		
	4 堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5 堆積面積		m <sup>2</sup>
	6 堆積する高さ		m
	7 隣接地の現況		
	8 堆積地周辺の囲障		
	9 その他景観形成のために特に配慮した事項		

備考

- 1 行為地の現況及び隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 2 堆積地周辺の囲障については、素材、高さ、長さを具体的に記載してください。

## 景観計画区域内行為届出書

年 月 日

日出町長

殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び  
主たる事業所の所在地)

電話番号

日出町景観計画区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所		
行為の期間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
設計者	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	
工事施工者	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号	
その他特記事項		



## 景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

日出町長

殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

電話番号

年 月 日付けで届出をした行為を変更したいので、景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	
	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
その他特記事項		

備考

該当する□にレ印を記入してください。

## 景観計画区域内行為完了 (中止) 届出書

年 月 日

日出町長

殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び  
主たる事業所の所在地)

電話番号

年 月 日付けで届出をした行為を完了 (中止) しましたので、次のとおり届け出ます。

行為の場所		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	
	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 外観の変更 ( <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
行為の完了日	<input type="checkbox"/> 完了	年 月 日
行為の中止日	<input type="checkbox"/> 中止	年 月 日
その他特記事項		

備考

該当する□にレ印を記入してください。